

平成17年

緊急治安対策プログラムの推進
に関する総合評価経過報告書

平成17年12月
国家公安委員会・警察庁

はじめに

国家公安委員会及び警察庁は、「緊急治安対策プログラムの推進」について、平成16年から18年までの3年間で、総合評価方式による政策評価を実施することとしている。

国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画においては、総合評価方式の評価に2年以上の期間を要する政策であって、当該期間が経過していないものについては、必要に応じて、評価の経過を記載した経過報告書を作成するものとされている。「緊急治安対策プログラムの推進」に関する評価は3年間かけて実施することとしており、このたび、「緊急治安対策プログラム」の重要性を踏まえ、各施策の推進状況を確認するとともに、必要に応じて施策の実施方法等の改善を図ることが適当であることから、経過報告書を作成することとした。

この報告書は、「緊急治安対策プログラム」に盛り込まれた全施策について、主として「緊急治安対策プログラム」策定から平成17年上半期までの取組み実績とその過程で把握した問題点を明らかにすることを主眼としている。

なお、この報告書の作成に当たっては、警察庁政策評価研究会から、報告書の記載内容や記載方法等に関して御意見を頂いている。

(目次)

第1章	「緊急治安対策プログラム」について	1
第2章	経過報告	4
第1	犯罪抑止のための総合対策	
1	街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の推進	5
2	深刻化する少年犯罪への対応	15
3	重要犯罪等に対する捜査の強化	22
第2	組織犯罪対策と来日外国人犯罪対策	30
第3	テロ対策とカウンターインテリジェンス(諜報事案対策)	
1	情報収集・分析機能の強化	39
2	事案対処態勢等の強化	42
第4	サイバー犯罪及びサイバーテロ対策	46
第5	新たな政府目標の達成に向けた総合的な交通事故防止対策	51
第6	治安基盤の確立	
1	人的基盤の強化等	56
2	留置施設の整備等	59
3	治安関係機関との連携	62
4	警察の業務の在り方の見直し等	67

第 1 章 「緊急治安対策プログラム」について

1 「緊急治安対策プログラム」策定の経緯

平成15年8月、警察庁は、「緊急治安対策プログラム」を策定・公表した。このプログラムは、危険水域にある治安情勢の下、犯罪の増加の基調に早急に歯止めを掛け、国民の不安を解消するため、当面、警察が緊急かつ重点的に取り組んでいく対策を取りまとめたものである。

14年は刑法犯の年間認知件数が285万3,739件と7年連続で戦後最多を記録し、刑法犯検挙率は過去最低の水準となり、街頭犯罪や侵入犯罪の急激な増加、刑法犯検挙人員の4割を占める少年犯罪、重要凶悪犯罪の増加、来日外国人犯罪や暴力団犯罪等の組織犯罪等が、国民の日常生活に多大の不安を抱かせ、さらには、社会のグローバル化、IT化に伴い、国際テロ、北朝鮮にかかわる問題、サイバー犯罪・サイバーテロ等新たな脅威に直面し、悲惨な交通事故から国民を守るための総合的な対策も大きな課題であった。他方、増加の一途をたどる犯罪の捜査、刑事司法の精密化、各種相談業務の増加等により、第一線警察の業務負担は深刻な状況にあった。

そこで、警察として、おおむね3年程度を目途として、このプログラムに記載された施策の実現に向けて取組みを進め、国民が安心して暮らせる安全な社会の確立を目指していくこととした。

2 「緊急治安対策プログラムの推進」に関する政策評価の観点

緊急治安対策プログラムの推進は、社会経済や国民生活に与える影響が大きいことから、平成16年から18年までの3年間で、政策の効果を様々な角度から具体的に明らかにするとともに、政策の問題点やその原因を分析するため、総合評価方式^(注)による政策評価を実施することとした。

評価の観点としては、第1に、プログラムに掲げられた施策は、警察が緊急かつ重点的に取り組んでいくものを取りまとめたものであることから、施策の取組み状況を把握し、その実績を明らかにすることにある。

第2に、犯罪の増加の基調に歯止めを掛け、国民の不安を解消するというプログラムの目的がプログラムに掲げられた施策を実施することで達成されたかどうか、すなわち、プログラムに掲げられた施策の実施による効果を明らかにすることにある。

第3に、十分に実施されていない又は効果が上がっていない施策があればその原因を明らかにし、今後の警察行政の在り方についての方向性を示すことにある。

なお、今回の経過報告は、「はじめに」でも述べたように、プログラムに掲

げられた全施策についての主として17年上半期までの取組み実績とその過程で把握した問題点を明らかにすることを主眼としている。(経過報告書中の統計数値については、16年と14年の数値(可能なものについては、併せて17年上半期と15年上半期の数値)を比較することにより、プログラム策定前後での効果を把握することとしている。)

総合評価方式：政策の決定から一定の期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式

第 2 章 經過報告

行政課題 緊急治安対策プログラムの推進

評価の対象とした政策の名称

第1 犯罪抑止のための総合対策

1 街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の推進

(政策所管課：生活安全企画課、地域課、刑事企画課)

1 政策の内容

(1) 犯罪抑止のための犯罪情勢の分析、情報提供の推進

警察庁に「犯罪抑止対策室」(仮称)を設けるとともに、地理情報等を用いた犯罪情勢の分析やインターネットホームページ等を通じた国民への犯罪情報の提供を推進する。

(2) 交番機能の強化

交番勤務員の増員及び交番の配置見直しを行うことにより、交番勤務員の不在が常態化している「空き交番」の解消を目指すとともに、あわせて交番相談員や警ら用無線自動車の活用により、交番に対する支援機能を充実させ、交番機能の強化を図る。

(3) 地域警察官による街頭活動の一層の強化

犯罪の多発時間帯、多発地域における執行力を強化し、地域警察官の街頭における職務質問による検挙その他の取締り活動を一層推進する。この場合において、軽犯罪法や条例違反等の違反行為に対する適切な指導取締りを積極的に行う。また、新たに制定された「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律」に基づき、適正かつ効果的な取締りを進める。

(4) 「安全・安心まちづくり」のためのスーパー防犯灯の整備等

街頭犯罪多発地域等を中心に街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)(注1)及び子ども緊急通報装置(注2)の更なる整備を推進し、国民の安心感を高める。また、防犯性能の高い建物部品目録の普及を促進する。

注1：非常用赤色灯、非常ベル、防犯カメラ、インターホン等を備えた防犯灯で緊急時には警察への通報と周辺の映像の伝送ができるもの

注2：非常用赤色灯、非常ベル、通報者撮影カメラ、インターホン等を備えた装置で、通学路、児童公園等に設置され、緊急時には警察への通報ができるもの

(5) 地方公共団体、ボランティア等との連携

地方公共団体との連携を強化するとともに、自主防犯行動を促進するため、防犯活動に従事するボランティアや防犯設備士との連携・協力態勢の構築等を図る。

(6) 警備業の育成と活用

「犯罪抑止対策室」(仮称)において、国民の自主防犯行動を補完又は代行する警備業を警察の犯罪抑止対策体系に積極的に位置付けるとともに、検定・教育制度の活性化等により、警備業務の種別に応じた専門的な知識及び能力の向上を図る。また、緊急地域雇用創出特別交付金(基金)を活用した警備業者等による防犯パトロール事業を推進する。

2 実施事項

(1) 犯罪抑止のための犯罪情勢の分析、情報提供の推進

平成16年4月、生活安全企画課に犯罪抑止対策室を設置した。

16年1月から17年3月にかけて、犯罪情報地理分析システム（注3）を群馬、三重、福岡の3県に試験的に整備した。

「国民に対する防犯情報の提供の推進について（通達）」（平成15年11月14日付け警察庁丁生企発第371号）により、都道府県警察に対し、国民に対する防犯情報の提供の見直しや適切な防犯情報の提供の推進について指示した。

注3：地理情報システム（GIS:Geographic Information System）を用いて、個々の犯罪のデータを電子地図上に表示し、地理的・時間的な犯罪発生状況の比較・分析を行うことなどにより、合理的・効率的な捜査力の運用、防犯対策の実施、警察官の配置等に役立てることを目的としたシステム

(2) 交番機能の強化

「治安情勢に対応した交番機能の強化について（通達）」（平成15年12月25日付け警察庁丙地発第37号、丙人発第424号）により、都道府県警察に対し、交番の配置人員の見直し及び交番の配置の見直し、交番相談員や警ら用無線自動車の活用による交番に対する支援機能の充実等を通じ、「空き交番」を解消し、交番機能の強化を図るよう指示した。

(3) 地域警察官による街頭活動の一層の強化

「国民の身近な不安を解消するためのパトロールの強化等について（通達）」（平成13年8月10日付け警察庁丙地発第35号）により、都道府県警察に対し、国民の身近な不安を解消するためのパトロールの強化等に関する指針を示していたところであるが、平成16年12月、「治安を回復するための街頭活動の強化について（通達）」（平成16年12月28日付け警察庁丙地発第36号）により、都道府県警察に対し、きめ細かいパトロール、「見せるパトロール」の実施等のパトロールの強化、立番、駐留警戒等の強化等を内容とする街頭活動を引き続き強化するよう指示した。

(4) 「安全・安心まちづくり」のためのスーパー防犯灯の整備等

平成16年度及び17年度予算において、補助事業として街頭緊急通報システム（スーパー防犯灯）及び子ども緊急通報装置を整備した。

16年4月、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」において、「防犯性能の高い建物部品目録」を公表した。

(5) 地方公共団体、ボランティア等との連携

平成16年6月、「『犯罪に強い地域社会』再生プラン」を策定し、自主防犯活動に対する支援を推進した。

「犯罪に強い地域社会の再生に向けた地域住民の各種活動に対する支援の充実・強化の推進について」（平成16年11月8日付け警察庁丙生企発第64号）により、都道府県警察に対し、各関係機関との連携態勢の構築等について指示した。

(6) 警備業の育成と活用

警備員の知識及び能力の向上並びに警備業務の依頼者の保護のため、警備員指導教育責任者の警備業務の区分ごとの選任、社会の安全上重要な一定の種別の警備業務における検定を受けた警備員の配置、警備員等の検定の手続の法定化、警備業者に対する契約の際の書面交付の義務付け等を内容とする警備業法の一部を改正する法律案を第159回国会に提出した。(平成16年5月26日公布、17年11月21日施行)

15年10月、社団法人全国警備業協会の会議において、緊急治安対策プログラムに基づいた緊急地域雇用創出特別交付金(基金)を活用した警備業者等による防犯パトロール事業の推進について、指導・教養を実施した。

3 効果の把握の手法及びその経過

(1) 街頭犯罪・侵入犯罪の認知状況及び検挙状況

ア 主な街頭犯罪・侵入犯罪の認知状況

平成16年中及び17年上半期の主な街頭犯罪(注4)の認知件数は、それぞれ127万5,413件及び52万4,403件であり、14年中及び15年上半期に比べそれぞれ35万5,136件(21.7%)及び19万5,106件(27.1%)減少した。

16年中及び17年上半期の主な侵入犯罪(注5)の認知件数は、それぞれ33万1,228件及び14万1,670件であり、14年中及び15年上半期に比べ、それぞれ4万3,374件(11.6%)及び4万5,788件(24.4%)減少した

注4：路上強盗、ひったくり、強姦(街頭)、強制わいせつ(街頭)、略取誘拐(街頭)、暴行(街頭)、傷害(街頭)、恐喝(街頭)、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、部品ねらい及び自動販売機ねらい

注5：侵入強盗、侵入窃盗及び住居侵入

【主な街頭犯罪・侵入犯罪の認知状況】

	12年	13年	14年	15年		16年		17年
				上半期		上半期		上半期
街頭犯罪	1,502,108	1,664,309	1,630,549	719,509	1,481,377	633,745	1,275,413	524,403
侵入犯罪	319,248	332,719	374,602	187,458	376,446	170,456	331,228	141,670

17年上半期の数値は、暫定値である。

イ 主な街頭犯罪・侵入犯罪の検挙状況

平成16年中及び17年上半期の強姦、強制わいせつ、略取誘拐、暴行、傷害及び恐喝を除く主な街頭犯罪の検挙件数は、それぞれ17万9,411件及び7万7,259件であり、14年中及び15年上半期に比べ、それぞれ1万6,842件(10.4%)及び2,905件(3.9%)増加した。

16年中及び17年上半期の主な侵入犯罪の検挙件数は、それぞれ11万4,840件及び5万6,452件であり、14年中及び15年上半期に比べ、それぞれ8,730件(8.2%)及び149件(0.3%)増加した。

【主な街頭犯罪・侵入犯罪の検挙状況】

	12年	13年	14年	15年		16年		17年
				上半期		上半期		上半期
街頭犯罪	168,324	148,005	162,569	74,354	170,100	82,708	179,411	77,259
侵入犯罪	114,970	95,817	106,110	56,303	119,142	53,240	114,840	56,452

主な街頭犯罪の数値は、強姦、強制わいせつ、略取誘拐、暴行、傷害及び恐喝を除いたもの。

17年上半期の数値は、暫定値である。

【参考】

16年中及び17年上半期の路上強盗、ひったくり、強姦、強制わいせつ、略取誘拐、暴行、傷害、恐喝、自動車盗、オートバイ盗、自転車盗、車上ねらい、部品ねらい及び自動販売機ねらいの検挙件数は、それぞれ22万4,221件及び9万9,343件であり、14年中及び15年上半期に比べ、それぞれ1万7,779件（8.6%）及び3,731件（3.9%）増加した。

(2) 犯罪情勢の分析及び情報提供の実施状況

ア 犯罪情勢の分析状況

犯罪情報地理分析システムを整備した県警察において、同システムが犯罪発生状況の分析、よう撃捜査、被疑者の余罪捜査等に活用された。

【事例】

犯罪情報地理分析システムによる分析結果に基づき、ひったくりの多発地域・時間帯に重点を置いてパトロールを行っていたときに、その直近でひったくりが発生した。そこで、現場へ急行し、犯行直後の中国人留学生の男（24）を発見、職務質問を実施したところ、犯行を自供した。16年4月、窃盗罪で逮捕した。（福岡）

イ 情報提供の実施状況

平成17年6月末現在、19都道府県において、地理的・時間的な犯罪発生状況を分析し、ウェブサイト上に掲載している。

17年6月末現在、23都道府県において、個人や関係団体に対して、電子メールによる犯罪情報の発信が行われている。

【事例】

16年1月から、県警ウェブサイトに加え、県及び市町村の広報誌、民間ラジオのスポット放送、繁華街の電光掲示板等において、住宅侵入盗、車上ねらいの発生状況等の地域安全情報の提供を実施した。（大分）

(3) 警察官や交番相談員の交番への配置状況

ア 交番勤務員の配置状況

平成17年4月1日現在、交番数は6,455か所、交番勤務員数は4万6,863人となっており、15年4月1日現在に比べ、交番が101か所減少している一方で、交番勤務員の数は3,003人増加した。その結果、一交番当たりの交番勤務員の平均配置人員は、15年は6.7人であったが、17年には7.3人に増加した。

【交番勤務員の配置状況】

（各年4月1日現在）

	12年	13年	14年	15年	16年	17年
平均配置人員	6.6	6.6	6.6	6.7	7.0	7.3
交番勤務員数	43,146	43,069	43,364	43,860	45,420	46,863
交番数	6,502	6,513	6,528	6,556	6,509	6,455

イ 交番相談員の配置状況

平成16年12月末現在、交番相談員3,075人を2,874か所に配置しており、14年12月末現在に比べ、人員では897人、配置箇所数では696か所増加した。

【交番相談員の配置状況】 (各年12月末現在)

	13年	14年	15年	16年
配置人員	2,091	2,178	2,280	3,075
配置箇所数	2,090	2,178	2,270	2,874

ウ 「空き交番」数

平成17年4月1日現在、全国の「空き交番」数は1,222か所であり、16年4月1日現在に比べ、703か所減少した。

【「空き交番」数】 (各年4月1日現在)

	16年	17年
「空き交番」数	1,925	1,222

(4) 地域警察官による検挙状況

平成16年中及び17年上半期における地域警察官による刑法犯検挙人員は、それぞれ32万3,615人及び15万6,903人であり、14年中及び15年上半期に比べそれぞれ5万4114人(20.0%)及び2万1,142人(15.6%)増加した。

16年中及び17年上半期における刑法犯検挙人員のうち、それぞれ83.2%及び83.9%が地域警察官によるものであり、その比率は14年中及び15年上半期に比べ、それぞれ5.7ポイント及び4ポイント増加した。

16年中及び17年上半期における地域警察官の職務質問による刑法犯検挙件数は、それぞれ15万9,862件及び7万2,713件であり、14年中及び15年上半期に比べ、それぞれ4万2,850件(36.6%)及び1万4,094件(24.0%)増加した。

【地域警察官による刑法犯検挙人員】 (各年中及び上半期)

	12年	13年	14年	15年		16年		17年
				上半期		上半期		上半期
刑法犯検挙人員	309,649	325,292	347,558	169,895	379,602	184,464	389,027	187,095
うち地域警察官	232,481	246,672	269,501	135,761	307,228	153,085	323,615	156,903
比率	75.1%	75.8%	77.5%	79.9%	80.9%	83.0%	83.2%	83.9%

17年上半期の数値は、暫定値である。

【地域警察官の職務質問による刑法犯検挙件数】 (各年中及び上半期)

	12年	13年	14年	15年		16年		17年
				上半期		上半期		上半期
検挙件数	100,965	107,775	117,012	58,619	142,947	74,141	159,862	72,713

17年上半期の数値は、暫定値である。

(5) スーパー防犯灯等の整備状況

平成16年度予算において、補助事業として、犯罪の発生密度が高い16地区に合計125基のスーパー防犯灯を整備し、17年4月末までに運用を開始した。また、子ども緊急通報装置についても、6地区において合計39基の整備を行い、17年4月末までに運用を開始した。

また、17年度は、スーパー防犯灯については10地区、子ども緊急通報装置については2地区において整備を予定している。

なお、これまでに、スーパー防犯灯については、国費によるモデル事業として13年度において全国10地区に計190基、14年度において全国10地区に計50基整備しており、15年度は、補助事業として全国3地区に計43基を整備し、また、子ども緊急通報装置については、14年度に国費によるモデル事業として全国47地区に計329基を整備している。

【活用事例1】 通報による被害未然防止

16年10月、通報者（女性）が歩行中、車両に乗車中の男性から声をかけられたため、通報者はスーパー防犯灯まで走り、警察に通報したところ、男はすぐに立ち去った。（群馬）

【活用事例2】 放火被疑者の検挙

17年2月、児童公園内のごみ箱から炎が上がり、その傍らに不審者が立っているのを近所に居住する通報者が目撃し、スーパー防犯灯から通報したところ、現場急行した警察官が被疑者を現行犯逮捕した。（沖縄）

(6) 防犯性能の高い建物部品の普及状況

平成14年11月から、関係省庁及び民間団体と「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」を開催し、建物部品の防犯性能試験を実施している。16年4月には、この試験結果に基づき、一定の防犯性能があると評価された建物部品を登載した「防犯性能の高い建物部品目録」を公表し、5月には、この目録に登載された建物部品に共通して使用する標章である「CPマーク」を制定するとともに、10月には、「防犯性能の高い建物部品目録」のウェブサイトの運用を開始した。

(7) ボランティア団体や防犯設備士との連携状況

ア ボランティア団体との連携状況

市町村や消防と連携しながら地域住民の行う自主防犯活動を支援し、地域社会の治安回復を目指すため、警察庁では、平成16年6月、「『犯罪に強い地域社会』再生プラン」を策定した。このプランにおいて、ボランティア団体に対し必要な装備資機材を提供し、犯罪情報・防犯情報の発信を行うほか、公的施設を活用するなどして自主防犯活動の拠点「地域安全安心ステーション」を設けるなど自主防犯活動への参加を拡大するための取組みを推進することとした。17年度には、全国100地区をモデル地区に指定し、「地域安全安心ステーション」モデル事業を開始し、各地区において警察官との合同パトロール等警察と連携した取組みを実施している。

イ 防犯設備士との連携状況

「犯罪に強い地域社会の再生に向けた地域住民の各種活動に対する支援の充実・強化の推進について」（平成16年11月8日付け警察庁丙生企発第64号）により、都道府県警察に対し、警察による自主防犯活動の支援を補完する役割として、専門的知識及び経験を有する防犯設備士の防犯活動アドバイザーとしての配置の促進を図るよう指示した。

【事例】

京都府警察はNPO京都府防犯設備士協会に働き掛け、平成16年5月から

建物の構造・設備面において一定の防犯基準を満たしたマンションを「防犯モデルマンション」として登録する制度が開始された。(京都)

(8) 警備員に対する講習や検定の実施状況

平成16年中の警備員の検定について、1級検定取得者(注7)は972人、2級検定取得者(注8)は12,276人であり、14年中に比べ、それぞれ113人及び2,127人増加した。また、16年中の警備員指導教育責任者講習の修了者は3,983人、機械警備業務管理者講習の修了者は799人であり、14年中に比べ、それぞれ424人及び95人増加した。

注7：警備員等の検定に関する規則(昭和61年7月1日国家公安委員会規則第5号)第1条第2項に規定する1級検定の取得者をいう。

注8：警備員等の検定に関する規則(昭和61年7月1日国家公安委員会規則第5号)第1条第2項に規定する2級検定の取得者をいう。

【検定取得の状況】

	12年	13年	14年	15年	16年
1級検定取得者	283	470	859	1,000	972
2級検定取得者	8,745	9,857	10,149	10,351	12,276

【講習の実施状況】

	12年	13年	14年	15年	16年
警備員指導教育 責任者講習	3,352	3,460	3,559	3,476	3,983
機械警備業務 管理者講習	763	791	704	657	799

4 政策効果等の分析

(1) 犯罪抑止のための犯罪情勢の分析、情報提供の推進

ア 効果

犯罪情報地理分析システムについては、期間を限定した試験的運用ではあったが、同システムの効果的な活用による効率的な捜査によって被疑者を検挙できた事例がみられた。

情報提供については、地域住民や事業者等への情報発信が積極的に行われ、自主防犯意識が高揚され、自主防犯活動が促進されつつある。

イ 問題点

犯罪情報地理分析システムについては、迅速かつ効率的な捜査等に資するものといえるが、同システムを活用しての効果的な分析手法がいまだ完全には確立されていないことから、各整備県警察において活用状況にばらつきがみられた。

情報提供については、地域住民や事業者等に提供する情報の内容及び情報提供の頻度に関して、地域によって差があるなどの問題がみられる。

(2) 交番機能の強化

ア 効果

交番勤務員の配置の見直し、交番の配置の見直し、交番相談員の活用等を進めた結果、1交番当たりの交番勤務員の平均配置人員が増加し、交番相談員の配置箇所も増加するなどにより、「空き交番」の数が減少している。

イ 問題点

「空き交番」の数は、平成17年4月1日現在、全国で1,222か所であり、16年4月1日に比べ、703か所減少しているものの、いまだ全交番数の約2割を占めている。

(3) 地域警察官による街頭活動の一層の強化

ア 効果

地域警察官によるパトロール等の街頭活動の強化に伴い、地域警察官による刑法犯検挙人員等が増加した。

イ 問題点

地域警察官による刑法犯検挙人員等が増加しているものの、繁華街等において、依然として犯罪の多発時間帯及び多発地域が存在している。

(4) 「安全・安心まちづくり」のためのスーパー防犯灯の整備等

ア 効果

これまでに検挙や被害の拡大防止に結び付く事例が認められたほか、平成16年11月に警察庁が実施した「街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)及び子ども緊急通報装置に関する意識調査」によると、地域の安全を守るためにすべきこととして、約4割の住民がスーパー防犯灯の整備を望んでいることなどから、スーパー防犯灯の整備は、住民の犯罪に対する不安感の解消等に一定の効果が認められる。

防犯性能の高い建物部品について目録の公表やウェブサイトの運用開始を行ったことにより、防犯性能の高い建物部品についての消費者の選択の幅を広げることとなった。

イ 問題点

上記意識調査によると、半数近くの住民がスーパー防犯灯等が設置されていることを知らないと答えている。

防犯性能の高い建物部品については、いまだ知名度が低いことや通常の建物部品に比べ高価であることなどから、出荷量が建物部品全体の1パーセント前後にとどまっている。

(5) 地方公共団体、ボランティア等との連携

ア 効果

ボランティア団体への情報やノウハウの提供、活動資機材の提供等により、ボランティア団体が安心して活動できる環境が整備されつつあることから、平成16年12月末現在、このような活動を行っているボランティア団体は、全国で約8,000団体あり、15年12月末と比べ約5,000団体増加しているなど自主防犯活動の活性化が認められる。

防犯設備士と連携して、建物の防犯診断等を実施したことにより、

建物の防犯性能の向上や地域住民の防犯意識の向上が図られた。

イ 問題点

近隣で活動するボランティア団体相互間で、情報共有や連携が十分に行われていないなど、効率的な活動の実施のため改善の余地が認められる。

防犯モデルマンション制度については、平成16年12月現在、8都道府県の実施であるなど、地域によって防犯設備士との連携体制の構築状況に差が認められる。

(6) 警備業の育成と活用

ア 効果

1級検定取得者、2級検定取得者、警備員指導教育責任講習の修了者及び機械警備業務管理者講習の修了者が増加しており、警備業務の種別に応じた専門的な知識及び能力の向上が図られている。

イ 問題点

不適切な警備業務の実施による事件・事故の発生及び警備業務の依頼者からの苦情がまだ存在する。

5 今後の課題

(1) 犯罪抑止のための犯罪情勢の分析、情報提供の推進

犯罪情報地理分析システムについては、効果的な分析手法を早期に確立するとともに、更なる機能の向上を図っていく必要がある。

地域住民や事業者等への情報の提供については、情報の受け手の立場に立って、その提供方法に一層の工夫を凝らし、タイムリーで具体的な情報発信を積極的に行う必要がある。

(2) 交番機能の強化

「空き交番」を解消できるよう、これまで進めてきた取組みを更に進めていく必要がある。

(3) 地域警察官による街頭活動の一層の強化

国民の犯罪に対する不安感の解消には、きめ細かいパトロールを始めとする街頭活動を更に進めていく必要がある。

(4) 「安全・安心まちづくり」のためのスーパー防犯灯の整備等

スーパー防犯灯等の設置場所や使用方法について広報啓発活動を行うなどして、スーパー防犯灯等の適切な活用について周知を図ることが必要である。

防犯性能の高い建物部品の普及を促進するため、関係機関と連携して、各種展示会や講習会を通じ広報啓発活動を行っていく必要がある。

(5) 地方公共団体、ボランティア等との連携

これまでに発足したボランティア団体相互間の情報共有や連携が十分に行われるよう、このような団体に対する情報提供や助言を的確に行っていく必要がある。

都道府県ごとに防犯設備士等の団体が設立されるよう働き掛けていくなど、防犯設備士等との連携に向けた取組みを更に推進していく必要がある。

(6) 警備業の育成と活用

平成17年11月21日に施行された改正警備業法を的確に運用し、検定・教育制度の活性化等による警備員の知識及び能力の向上並びに警備業務の依頼者の保護を推進していく必要がある。

行政課題 緊急治安対策プログラムの推進

評価の対象とした政策の名称

第1 犯罪抑止のための総合対策

2 深刻化する少年犯罪への対応

(政策所管課：少年課、情報技術犯罪対策課、暴力団対策課、交通指導課)

1 政策の内容

(1) 非行集団対策の推進

生活安全、刑事、交通の各部門が一体となり、事件検挙の強化、背後の暴力団の取締りはもとより、関係機関、ボランティアとの連携を強化して、少年の非行集団への加入阻止、構成員の離脱支援、立直り支援を強力的に推進することにより、非行集団の解体補導を図る。

(2) 関係機関等と連携した少年サポートチーム(注1)の普及促進

少年の立直り対策の推進のため、学校、児童相談所、保護観察所等の関係機関、ボランティアと連携し、各分野における専門的知見や実務経験を有する者により構成される少年サポートチームの普及促進を図る。

注1：個々の少年の問題状況に応じた的確な対応を行うため、警察、学校、児童相談所の担当者等から成るチームで、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年への指導・助言を行っているもの

(3) 出会い系サイト対策の推進

新たに制定された「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」(以下「出会い系サイト規制法」という。)に基づき、いわゆる出会い系サイトに係る少年の犯罪被害の防止、少年の規範意識の向上等を図る。

(4) 少年問題に関する共同研究

関係省庁による共同研究チームを設置し、警察、学校、児童相談所等と情報を共有することにより、諸対策や地域社会への情報還元に資する仕組み作りを検討する。

(5) 少年事件捜査の効率化に向けた検討

関係機関との連携により、捜査書類の簡素化等増加する少年事件捜査に効率的に対応するための方策について検討を進める。

2 実施事項

(1) 各項目に共通した実施事項

平成16年4月、「少年非行防止・保護総合対策推進要綱の制定について(依命通達)」(平成16年4月22日付け警察庁乙生発第9号ほか)により、都道府県警察に対し、少年非行防止及び保護に関する総合的な対策を示した。

(2) 非行集団対策の推進

(1)の通達により、非行集団の解体補導等を推進するよう、都道府県警察に対して指示した。

平成16年3月、「暴走族の加入阻止・離脱支援の強化について」（平成16年3月4日付け警察庁丁交指発第55号）により、都道府県警察に対し、中学校等での「暴走族加入阻止教室」の開催、暴走族からの離脱に関する相談を受理する体制の確立等の暴走族の加入阻止・離脱支援対策の強化について指示した。

16年4月及び17年4月、「暴走族取締強化期間の実施について」（平成16年4月26日付け警察庁丙交指発第15号ほか、平成17年4月25日付け警察庁丙交指発第20号ほか）により、都道府県警察に対し、暴走族の取締りの強化等について指示した。

16年8月、「道路交通法の一部を改正する法律の一部施行等に伴う交通指導取締り上の留意事項等について」（平成16年8月31日警察庁丁交指発第222号）により、都道府県警察に対し、共同危険行為等の現場検挙等について指示した。

(3) 関係機関等と連携した少年サポートチームの普及促進

平成16年8月から全国4か所において、少年サポートチームのより効果的な運用に資するため、都道府県警察や関係機関・団体の実務担当者等を集めて非行少年の早期発見・立直り支援対策関係機関担当者ブロック別研修会を開催した。

16年9月、少年非行対策課長会議（注2）において、少年のサポート体制の在り方に関する政府としての基本的な考え方である「関係機関等の連携による少年サポート体制の構築について」（平成16年9月10日少年非行対策課長会議申合せ）を取りまとめ、都道府県警察に対し、この申合せの趣旨を踏まえた取組みの推進について指示した。

注2：少年非行対策の推進について、関係省庁間における密接な連絡、情報交換、協議等を行うため、青少年育成推進本部に設置されている会議

(4) 出会い系サイト対策の推進

平成15年8月、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の施行について（通達）」（平成15年8月27日付け警察庁丙少発第14号）により、都道府県警察に対し、出会い系サイト規制法の適正かつ効果的な運用について指示した。

16年3月、出会い系サイトに係る少年の犯罪被害の防止等を図るため、「出会い系サイトの罠」と題するビデオを作成して各都道府県警察に配布し、非行防止教室等で活用するとともに、同年7月、リーフレット「出会い系サイトのワナ」を約90万部作成し、都道府県警察を通じ中学生に配布した。

17年7月、「非行防止教室等を活用したインターネットにおける違法・有害情報対策の強化について」（平成17年7月13日付け警察庁丁少発第187号ほか）により、都道府県警察に対し、非行防止教室等を活用したフィルタリングシステム（注3）の利用促進等について指示した。

注3：ウェブサイト上の違法・有害表現へのアクセスを制御するために、受信者側でこれらの情報を受信するかどうかを選択できるシステム

(5) 少年問題に関する共同研究

平成16年8月、少年非行対策課長会議の実務担当者による連絡会議（以下「実務担当者連絡会議」という。）において、科学警察研究所での研究結果を発表するなど、少年問題に関する共同研究（以下「共同研究」という。）の実施に向けた検討を行った。

また、17年9月、「少年非行事例等に関する調査研究」企画分析会議（注4）に参画し、共同研究を開始した。

注4：学識経験者、関係省庁等職員により構成され、「少年非行事例等に関する調査研究」の実施に当たり、調査研究対象等の企画を行うとともに、考察、報告書の作成を行うことを目的として開催されるもの

(6) 少年事件捜査の効率化に向けた検討

少年事件のうち軽微なものに関して行っている簡易送致の改善について、最高裁判所その他の関係機関と協議を行い、平成17年7月、少年事件の簡易送致についてその基準を見直し、また簡易送致に係る書類について犯罪捜査規範を改正した。

3 効果の把握の手法及びその経過

(1) 少年による刑法犯等の検挙状況

平成16年中及び17年上半期の刑法犯少年の検挙人員は、それぞれ13万4,847人及び5万8,795人であり、14年中及び15年上半期に比べ、それぞれ6,928人（4.9%）及び4,368人（6.9%）減少した。このうち、凶悪犯（注5）、粗暴犯（注6）及びひったくりの検挙人員は、いずれも減少した。

【刑法犯少年検挙人員の推移】

	12年	13年	14年	15年		16年		17年
				上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
総数	132,336	138,654	141,775	63,163	144,404	62,327	134,847	58,795
凶悪犯	2,120	2,127	1,986	1,104	2,212	805	1,584	747
粗暴犯	19,691	18,416	15,954	6,884	14,356	5,447	11,439	5,128
ひったくり	2,179	2,190	2,166	1,061	1,957	773	1,352	492

17年上半期の数字は暫定値である。

注5：殺人、強盗、放火、強姦^{かん} 注6：暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合

(2) 非行集団の解体補導状況

ア 非行集団への加入阻止、離脱、立直り支援

暴走族等の非行集団を弱体化させ、解体するための取締りを行う一方で、学校やボランティアと協力して、非行集団への加入阻止を図るとともに、少年や保護者に働き掛けて、非行集団からの離脱を促した。さらに、非行集団の構成員等の立直りを支援するため、関係機関や団体、ボランティア等と連携し、社会奉仕活動、環境美化活動、スポーツ活動等への参加を促進するなど様々な活動機会や居場所づくりを推進した。

【事例】

暴走族の元構成員である少年らに対して、ボランティア活動への参加を促した結果、平成16年3月、暴走族の元構成員等によるボランティア団体が結

成された。この団体は、地域の清掃や病院での高齢者の介助等のボランティア活動に積極的に参加している。(愛知)

イ 暴走族構成員の推移

平成16年中の暴走族構成員数は1万8,811人と、14年中に比べ5,858人(23.7%)減少した。

【暴走族構成員数の推移】

	12年	13年	14年	15年	16年
構成員数	27,764	26,360	24,669	21,184	18,811

(3) 少年に対する暴力団の影響の排除状況

平成16年中、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「暴力団対策法」という。)第16条第1項に規定されている少年に対する加入の強要及び勧誘並びに脱退の妨害に係る中止命令を77件(14年比28件増)、再発防止命令を6件(14年比4件増)発出した。

【暴力団対策法に基づく加入強要等に対する命令発出状況】

	12年	13年	14年	15年	16年
中止命令(件数)	47	80	49	60	77
再発防止命令(件数)	3	6	2	4	6

(4) 少年サポートチームの普及状況

平成16年中の少年サポートチームの形成数は922と、前年より148増加した。

【事例】

16年3月、教員に対する暴言や暴力行為等の問題行動を繰り返し、教員の指導に従わない中学生らの立直りを図るため、警察、中学校、教育委員会等の職員で少年サポートチームを編成し、警察による継続補導、中学校による少年や保護者への指導を行った。その結果、中学生らは、徐々に登校するようになり、問題行動も見られなくなった。(北海道)

(5) 出会い系サイト規制法の施行状況等

ア 出会い系サイト規制法の施行状況

平成16年中及び17年上半期の同法第6条に基づく不正誘引の検挙件数は、それぞれ31件及び10件であり、また、同法第7条(利用禁止の明示等)及び第8条(児童でないことの確認)に違反していると認められる事業者に対する警告数は、それぞれ47件及び27件であった。

イ 出会い系サイトに関係した事件の推移

平成16年中及び17年上半期の出会い系サイトに関係した事件の検挙件数はそれぞれ1,582件及び710件であり、14年中及び15年上半期に比べ、それぞれ149件(8.6%)及び71件(9.1%)減少した。なお、16年中及び17年上半期の被害者それぞれ1,289人及び578人のうち、18歳未満の児童がそれぞれ1,085人(84.2%)及び497人(86.0%)であり、このうち女子児童がそれぞれ1,076人(99.2%)及び493人(99.2%)を占めた。

【出会い系サイトに関係した事件の検挙件数】

	12年	13年	14年	15年		16年		17年
				上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
総数	104	888	1,731	781	1,743	785	1,582	710
児童買春・児童ポルノ法違反	41	387	813	338	810	371	768	320
青少年保護育成条例違反	20	221	435	216	448	163	377	210
児童福祉法違反	1	16	117	28	82	60	87	33
重要犯罪（殺人・強盗・強姦等）	15	73	100	63	137	44	95	36
粗暴犯（暴行・傷害・脅迫・恐喝）	7	66	128	68	108	31	58	26
出会い系サイト規制法違反	-	-	-	-	5	15	31	10
その他	20	125	138	68	153	101	166	75

【出会い系サイトに関係した事件の被害者数】

	12年	13年	14年	15年		16年		17年
				上半期	下半期	上半期	下半期	上半期
総数	102	757	1,517	653	1,510	625	1,289	578
児童	71	584	1,273	530	1,278	503	1,085	497
女子	68	574	1,255	523	1,262	496	1,076	493

(6) 少年問題に関する共同研究の実施状況

実務担当者連絡会議において、共同研究の実施に向けた検討を行い、平成17年9月、「少年非行事例等に関する調査研究」企画分析会議に参画し、共同研究を開始した。

(7) 少年事件捜査の効率化方策の取組み状況

平成17年7月、少年事件の簡易送致の基準を見直すことと併せ、犯罪捜査規範を改正し、少年事件を送致する際に添付すべき書類を見直すとともに、少年事件簡易送致書の様式を改正した。

4 政策効果等の分析

(1) 非行集団対策の推進

ア 効果

平成16年中の暴走族構成員数が14年中に比べ、23.7%減少するなど、非行集団の解体補導等の非行集団対策に一定の効果が認められる。

イ 問題点

暴走族構成員の一掃には至っていない。

(2) 関係機関等と連携した少年サポートチームの普及促進

ア 効果

少年サポートチームの形成数が、平成16年は15年より増加しており、関係機関等と連携した少年サポートチームの普及促進の取組みに一定の効果が認められる。

イ 問題点

少年サポートチームの個々の取組みから得られる運営上の知見について、必ずしも全国的に有効に活用できているとはいえない。

(3) 出会い系サイト対策の推進

ア 効果

平成12年から14年まで増加してきた出会い系サイトに関係した事件の被害者数が、15年から2年連続で減少するなど、出会い系サイトに係る犯罪被害

の防止等に一定の効果が認められる。

イ 問題点

出会い系サイトに関係した事件の被害者数は減少したとはいえ、平成16年中の被害者数は統計を取り始めてから最高の数を記録した14年の85.0%に及び、また、被害者に占める児童の割合は依然として80.0%を超えている。

(4) 少年問題に関する共同研究

ア 効果

平成17年9月に開催された「少年非行事例等に関する調査研究」企画分析会議から共同研究が開始され、関係機関において問題意識の共有が図られつつある。

イ 問題点

共同研究は開始されたばかりの段階であり、今後、これを充実させていかなければならない。

(5) 少年事件捜査の効率化に向けた検討

ア 効果

平成17年7月、少年事件の簡易送致について、その基準を見直すことと併せ、犯罪捜査規範を改正し、少年事件を送致する際に添付すべき書類を見直すとともに、少年事件簡易送致書の様式を改正したことにより、少年の要保護性がより慎重に検討されるとともに、事務処理の合理化が図られた。

イ 問題点

改正された簡易送致の基準及び犯罪捜査規範に係る運用の適正を確保しなければならぬ。

5 今後の課題

(1) 非行集団対策の推進

今後とも、非行集団やその活動に關与する暴力団の取締りはもとより、関係機関・団体、ボランティア等と連携した少年の非行集団への加入阻止並びに構成員の離脱支援及び立直り支援を強力に推進し、非行集団の解体補導を推進する必要がある。

(2) 関係機関等と連携した少年サポートチームの普及促進

今後とも、少年サポートチームの普及促進に努めるほか、非行少年の早期発見・立直り支援対策関係機関担当者ブロック別研修会を通じて運営上の知見を全国で共有するなど、少年の立直りに資する少年サポートチームの運営を推進する必要がある。

(3) 出会い系サイト対策の推進

今後とも、出会い系サイトに関係した事件の検挙に努めるとともに、非行防止教室等を活用してフィルタリングシステムの普及啓発を図るなどし、出会い系サイトに係る犯罪被害の防止、少年の規範意識の向上等を図る必要がある。

(4) 少年問題に関する共同研究

少年非行の原因・背景、現在の少年非行対策を整理・集約した上で、これに

関する分析等の充実に努める必要がある。

(5) 少年事件捜査の効率化に向けた検討

少年事件の簡易送致について、少年警察担当職員に対して研修を実施し、簡易送致の基準及び犯罪捜査規範の改正の趣旨を踏まえた運用の適正を確保する必要がある。

行政課題 緊急治安対策プログラムの推進

評価の対象とした政策の名称

第1 犯罪抑止のための総合対策

3 重要犯罪等に対する捜査の強化

(政策所管課：刑事企画課、捜査第一課、犯罪鑑識官、生活環境課)

1 政策の内容

(1) 自動車ナンバー自動読取システム等の整備等

広域化・スピード化する重要凶悪犯罪等に対応するため、自動車ナンバー自動読取システム(注1)等の整備を推進する。また、盗難・偽変造ナンバープレートを付けた車両が犯罪に用いられることが多いことから、効果的な盗難・偽変造防止対策が講じられるよう、関係機関に働き掛ける。

注1：通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合するシステム

(2) 高度な捜査力を有する部隊の広域的展開等の推進

人質立てこもり事件が発生した場合等に、警察庁の指示により警視庁、大阪府警察の専門部隊を派遣し、発生県対応部隊と合同で事件に対処する。また、連続通り魔事件等の国民が著しく不安を感じている重要凶悪犯罪を早期に検挙するため、警察庁において科学技術を用いた新たな捜査手法を早急に確立する。

(3) 高度なDNA型鑑定の導入及び積極的活用

新たな鑑定法を用いた高精度のDNA型鑑定に係る資機材を全国警察において犯罪捜査に積極的に活用していく。

(4) プロファイリング(犯人像等の推定)の導入

犯罪の増加や凶悪化に適切に対応するため、新たな捜査手法として、犯罪の統計分析や地理分析に基づくプロファイリング(犯人像等の推定)(注2)の導入を促進する。

注2：犯行現場の状況、犯行の手段、被害者等に関する情報や資料を、統計データや心理学的手法等を用いて分析・評価することにより、犯行の連続性の推定や次回の犯行の予測、犯人の年齢層、生活様式、職業、前歴、居住地等の推定を行うこと。

(5) ヤミ金融事犯(注3)の取締りの強化

ヤミ金融事犯については、集中取締本部等を設置し、改正貸金業規制法及び改正出資法に基づく厳正な取締り等を推進する。

注3：出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反(高金利)事件及び貸金業の規制等に関する法律違反事件並びに貸金業に関連した詐欺、暴行、脅迫等の事件

(6) 知的財産権侵害事犯等の不正流通対策の強化

知的財産権侵害事犯等の不正流通対策を強化するための諸対策を推進する。

2 実施事項

(1) 自動車ナンバー自動読取システム等の整備等

ア 自動車ナンバー自動読取システムの整備

平成16年度中、自動車ナンバー自動読取システムを40式整備した。

17年度予算においては、同システムを60式措置し、同年度末までに整備する予定である。

イ 効果的な盗難・偽造変造防止対策に向けた関係機関との連携

警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省と民間17団体（平成17年4月現在）からなる「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」において、16年4月、「自動車盗難等防止行動計画」を改定し、自動車のナンバープレートの封印の改良を進めるなど、自動車のナンバープレートの盗難及び悪用の防止を盛り込んだ。

(2) 高度な捜査力を有する部隊の広域展開等の推進

平成16年度予算において、警視庁及び大阪府警察の特殊班派遣部隊用に、突入型防弾衣、けん銃、資機材車等の装備資機材を整備した。

16年10月、警視庁及び大阪府警察に加え、北海道、愛知及び福岡の3道県警察にも、特殊班派遣部隊を追加指定した。

高度なDNA型鑑定、プロファイリング（犯人像の推定）の導入等のほか、重要凶悪犯罪の早期検挙に資する科学技術を用いた捜査手法として、三次元顔画像識別システム（注4）等の開発、整備を推進している。

注4：金融機関等に設置された防犯カメラで撮影された被疑者の顔が下を向いていたり、帽子やマスク等で顔が隠れていたりするため個人識別が困難な場合に、別に取得した被疑者の三次元顔画像を防犯カメラの画像と同じ角度、同じ大きさに調整した後、両画像を重ね合わせ、個人識別を行うシステム

(3) 高度なDNA型鑑定の導入及び積極的活用

平成15年8月、フラグメントアナライザーと呼ばれる自動分析装置を用いた鑑定法を導入し、17年度予算において、一度に複数の遺留資料（注5）等を分析することが可能な新型の自動分析装置を10台措置した。

注5：犯行現場等に被疑者が遺留したと認められる血痕等の資料

16年12月から、遺留資料DNA型情報検索システム（注6）の運用を開始したが、17年9月からは、DNA型記録取扱規則（17年8月26日公布、9月1日施行）に基づき、DNA型記録検索システム（注7）の運用を開始した。

注6：遺留資料のDNA型情報を登録し、同一被疑者による犯行に関する情報等を得るためのシステム

注7：遺留資料のDNA型情報に加えて、個別事件の犯罪捜査において立証のため必要があって行われたDNA型鑑定から得られた被疑者に係るDNA型情報を登録し、より迅速に遺留資料から被疑者を特定するための情報等を得るためのシステム。なお、遺留資料DNA型情報検索システムは、DNA型記録検索システムに統合された。

(4) プロファイリング（犯人像の推定）の導入

「プロファイリングの活用及び報告について」（平成16年9月14日付け警察庁丁捜一発第97号）により、都道府県警察に対し、重要凶悪事件等の捜査に際し、プロファイリングの活用を視野に入れた効果的な捜査の推進等について指示した。

また、犯罪情報地理分析システムの活用については、この経過報告書中「街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の推進」の項目のとおりである。

(5) ヤミ金融事犯の取締りの強化等

「貸金業の規制等に関する法律等の一部改正に伴うヤミ金融対策の徹底強化について」(平成15年8月4日付け警察庁丙生環発第10号ほか)により、都道府県警察に対し、生活安全部門、暴力団対策部門などからなる集中取締本部を設置するとともに、徹底した取締りの実施など改正貸金業規制法及び改正出資法を踏まえた各種ヤミ金融対策の強化について指示した。

(6) 知的財産権侵害事犯等の不正流通対策の強化

平成15年7月、都道府県警察に対し、知的財産権侵害の実態を的確に把握し、このような事犯の取締りを推進するよう指示した。

3 効果の把握の手法及びその経過

(1) 自動車ナンバー自動読取システム等の整備等

ア 自動車ナンバー自動読取システム等を活用した刑法犯等の検挙状況

自動車ナンバー自動読取システムにより、平成16年中、盗難車両802件を捕捉し検挙に結び付けた。

【自動車ナンバー自動読取システムにより盗難車両を捕捉し、検挙した件数】

	12年	13年	14年	15年	16年
検挙件数	1,404	1,349	1,273	1,126	802

【参考】自動車ナンバー自動読取システムの整備状況

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度(予定)
年度整備数	5	10	30	-	40	60
全整備累計	540	550	580	580	620	680

イ 効果的な盗難・偽造変造防止対策に向けた関係機関との連携状況

「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」において改定した「自動車盗難等防止行動計画」に基づき、平成16年9月、自動車のナンバープレートの封印を引き抜こうとすると封印上部が円形に切り取られ、再使用できない自己破壊型の新型封印が導入された。

(2) 高度な捜査力を有する部隊の広域的展開等の推進

ア 専門部隊の展開状況

これまで、発生県警察の対応だけでは解決困難な人質立てこもり事件等において、警視庁又は大阪府警察の特殊班捜査員又は特殊班派遣部隊を発生県警察に3度派遣した。

【派遣回数】

	12年	13年	14年	15年	16年	17年
						上半期
派遣回数	0	0	2	0	1	0

【事例】

平成16年5月、栃木県宇都宮市内における銃器使用立てこもり事件において、

警視庁の特殊班派遣部隊を現地に派遣して、栃木県警察と合同で事件に対処し、解決した。(栃木、警視庁)

イ 三次元顔画像識別システムの整備状況

平成15年度以降、5府県警察に整備された。

【三次元顔画像識別システムの整備状況】

	15年度	16年度	17年度
都道府県数	2	2	1

(3) 高度なDNA型鑑定への導入及び積極的活用

ア DNA型鑑定の活用状況

平成16年中の警察におけるDNA型鑑定の実施件数(事件数)は2,338件であり、14年中に比べ、1,556件(199.0%)増加した。

【DNA型鑑定の実施状況】

	12年	13年	14年	15年		16年		17年
				1~7月	1,159	上半期	2,338	上半期
事件数	517	689	782	577	1,159	898	2,338	2,356

イ DNA型鑑定結果の活用状況

遺留資料DNA型情報検索システムには、平成17年8月31日現在で1,006件の遺留資料のDNA型情報が登録されている。また、当該システムにより、同一被疑者による犯行に関する情報が得られたものが13件、余罪の解明に資する情報が得られたものが2件確認された。

なお、DNA型記録検索システムについては、運用を開始したばかりであり、運用状況は未集計である。

【事例】

17年5月、大阪市旭区所在のマンションにおいて殺人事件が発生し、犯罪現場付近で発見された遺留資料(血痕)についてDNA型鑑定を実施し、そのDNA型情報を遺留資料DNA型情報検索システムに登録していたところ、その後、同システムに登録された京都府で発生した窃盗事件の犯罪現場から採取された遺留資料(血痕)のDNA型情報と一致した。

京都府警察では、既に上記窃盗事件の被疑者を特定し、指名手配していたことなどから、大阪府警察が、京都府警察での捜査状況、検索システムでの一致結果等を踏まえて当該人物について捜査した結果、前記殺人事件の被疑者として特定することができたため、同年8月被疑者を逮捕した。(大阪、京都)

(4) プロファイリング(犯人像等の推定)の導入

平成16年中の都道府県警察の犯罪捜査におけるプロファイリングの実施件数は48件であり、14年中に比べ14件(41.2%)増加している。

【プロファイリングの実施件数】

	13年	14年	15年	16年	17年
					上半期
実施件数	24	34	37	48	36

(5) ヤミ金融事犯の検挙状況

平成16年中及び17年上半期の検挙事件数は、それぞれ432件及び194件であり、14年中及び15年上半期に比べ、それぞれ194件（81.5%）増加及び35件（15.3%）減少した。

16年中及び17年上半期の検挙人員は、それぞれ919人及び398人であり、14年中及び15年上半期に比べ、それぞれ473人（106.1%）増加及び71人（15.1%）減少した。

また、最近のヤミ金融事犯は、多重債務者の名簿を基に融資を勧誘したり、取立てや振り込みに他人名義、架空名義の携帯電話や預貯金口座を利用したりするなど、手口が巧妙化している。

【検挙事件数及び検挙人員】

	12年	13年	14年	15年		16年		17年
				上半期		上半期		上半期
検挙事件数	168	210	238	229	556	254	432	194
検挙人員	461	517	446	469	1,246	516	919	398

【事例】

16年10月から17年4月までの間、無登録貸金業者らが、多重債務者名簿等を基に携帯電話やダイレクトメールで融資を勧誘し、顧客から融資申込みを受け、約520人に法定金利の約45倍から約149倍の高金利で約5,240万円を貸付けた。また、返済が滞ると借り手の住居近くの消防署に対して虚偽通報（35都道府県の消防署に合計81回）を行い、消防車等を出動させた。17年6月までに、貸金業規制法（無登録）違反、出資法（高金利）違反及び偽計業務妨害罪で3人を逮捕した。（山口）

(6) 知的財産権侵害事犯の検挙状況

都道府県警察に対して知的財産権侵害事犯に対する取締りの強化を指示した結果、15年以降、検挙事件数、検挙人員ともに増加した。

平成16年中及び17年上半期の検挙事件数は、それぞれ359件及び261件であり、14年中及び15年上半期に比べ、それぞれ113件（45.9%）及び120件（85.1%）増加した。

16年中及び17年上半期の検挙人員は、それぞれ644人及び407人であり、14年中及び15年上半期に比べ、それぞれ209人（48.0%）及び187人（85.0%）増加した。

【検挙事件数及び検挙人員】

	12年	13年	14年	15年		16年		17年
				上半期		上半期		上半期
検挙事件数	193	173	246	141	245	187	359	261
検挙人員	431	340	435	220	431	302	644	407

【事例】

17年3月、暴力団組員らが、インターネット・オークションを利用し偽ブランド品を販売する目的で、京都府下と大阪市内のマンションに設けた密売

倉庫において、偽ブランド品（バック等）を所持した。サイバーパトロールにより捜査の端緒を得て、17年3月、商標法違反で5人を逮捕し、偽ブランド品約25,000点を押収した。（奈良）

4 政策効果等の分析

(1) 自動車ナンバー自動読取システム等の整備等

ア 効果

自動車ナンバー自動読取システムの活用により、依然として多くの盗難車両を捕捉し、検挙に結び付けている。

また、犯行後、被疑者が自動車により逃走を図った殺人や、自動車を利用し連続的に敢行された強盗等の重要犯罪の検挙にも効果を上げている。

自動車のナンバープレートに、自己破壊型の新型封印が導入されたことにより、封印が抜き取られ悪用されることがなくなる。

イ 問題点

窃盗組織による盗難車両の運搬の巧妙化等により、自動車ナンバー自動読取システムにより盗難車両を捕捉し、検挙した件数は減少している。

自己破壊型の新型封印が全自動車のナンバープレートに装備されるようになるまでには時間を要する。

(2) 高度な捜査力を有する部隊の広域展開等の推進

ア 効果

緊急治安対策プログラム策定後に特殊班派遣部隊を派遣した事件は1例であるが、派遣当初から事件が発生した県の警察と緊密な連携をとり、事件の解決を図ることができた。

三次元顔画像識別システムを運用する都道府県の数が増加しており、新たな鑑定法として活用されつつある。

イ 問題点

人質を迅速かつ安全に救出するための装備資機材の高度化がまだまだ十分ではない。

三次元顔画像識別システムが整備された警察は5府県警察にとどまり、いまだ十分に整備されているとはいえない。

(3) 高度なDNA型鑑定の導入及び積極的活用

ア 効果

高度なDNA型鑑定法の導入により、個人識別精度が飛躍的に向上し、より古い微量の資料の鑑定が可能となったほか、検査が自動化されたため、鑑定に要する時間が短縮された結果、DNA型鑑定の実施件数（事件数）が増加した。

また、遺留資料DNA型情報検索システムにより、余罪の解明等に効果を上げ始めている。

イ 問題点

犯罪捜査におけるDNA型鑑定の実施件数（事件数）は増加しており、新

型のフラグメントアナライザー等の資機材を整備しなければ、増加する鑑定需要に十分にこたえることができないところ、新型のフラグメントアナライザーが整備された警察は10都道府県にとどまり、いまだ十分整備されているとはいえない。

(4) プロファイリング（犯人像等の推定）の導入

ア 効果

連続して発生する放火事件等において、プロファイリングの実施により、被疑者の犯行を予測して検挙に結びつけるなどしている。

イ 問題点

平成17年上半期までにプロファイリングを実施した警察は16都道府県警察にとどまるなど、捜査上有効であるにもかかわらず、いまだ全国的に十分導入されている状況とはいえない。

(5) ヤミ金融事犯の取締りの強化等

ア 効果

都道府県警察に集中取締本部を設置するとともに、集中取締月間を設けるなどヤミ金融対策の強化を指示したことに伴い、検挙件数及び検挙人員が増加した。

イ 問題点

前述のとおり、近年、手口が巧妙化している。

(6) 知的財産権侵害事犯の不正流通対策の強化

ア 効果

知的財産権侵害事犯に対する取締りの推進を都道府県警察に対して指示したことに伴い、検挙件数及び検挙人員が増加した。

イ 問題点

知的財産権侵害事犯の取扱いが急増しており、体制の不足が懸念される。

5 今後の課題

(1) 自動車ナンバー自動読取システム等の整備等

広域犯罪等に的確に対応するため、自動車ナンバー自動読取システムの整備を更に推進していく必要がある。

自動車のナンバープレートの盗難及び悪用を防止を推進するため、引き続き、「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」において、関係機関に働き掛ける。

(2) 高度な捜査力を有する部隊の広域的展開等の推進

特殊班派遣部隊の能力向上を図るため、装備資機材の整備を図る必要がある。

三次元顔画像識別システムの整備を更に図っていく必要がある。

(3) 高度なDNA型鑑定の導入及び積極的活用

新型のフラグメントアナライザー等の資機材の更なる整備を図っていく必要がある。

- (4) プロファイリング（犯人像等の推定）の導入
プロファイリング実施のための体制及び装備資機材を整備する必要がある。
- (5) ヤミ金融事犯の取締りの強化
巧妙化するヤミ金融事犯については、有効な取締り手法の指導等を行い、引き続き効率的な取締りを推進する必要がある。
- (6) 知的財産権侵害事犯等の不正流通対策の強化
取締り体制を充実させる必要がある。

行政課題 緊急治安対策プログラムの推進

評価の対象とした政策の名称

第2 組織犯罪対策と来日外国人犯罪対策

(政策所管課：企画分析課、国際課、刑事企画課、暴力団対策課、
薬物銃器対策課、国際捜査管理官、外事課)

1 政策の内容

(1) 組織犯罪情報の集約と共有、戦略的な捜査調整

警察庁に組織犯罪対策部(仮称)を設け、暴力団対策、来日外国人犯罪対策銃器対策及び薬物対策の各部門を統合し、同部の指導による情報収集を行うとともに、同部に犯罪組織情報官(仮称)を設け、情報の集約、分析及び共有を推進する。また、同部において集約された情報に基づいた戦略的な捜査調整を行う。

(2) 暴力団の代表者等に対する責任追及の徹底

暴力団員の違法行為について当該暴力団の代表者等の責任を追及し、暴力団被害者の救済を充実させるための法制の整備を検討する。

(3) 新たな捜査手法の検討

外国の刑事法制や捜査実務を参考にしつつ、おとり捜査、コントロールド・デリバリー(注1)、潜入捜査等の高度な捜査技術や捜査手法について具体的に研究し、その導入・活用に向けた制度や捜査運営の在り方を検討する。

注1：取締機関が規制薬物等の禁製品を発見しても、その場で直ちに検挙・押収することなく、十分な監視の下にその運搬を継続させ、関連被疑者に到達させてその者らを検挙する捜査手法

(4) 入国管理局等と連携した諸対策の推進

新宿歌舞伎町を始め、組織犯罪、来日外国人犯罪の拠点となっている地域について、入国管理局や地方公共団体と連携しつつ重点的な取締り等の諸対策を推進し、拠点の壊滅を目指す。

(5) 中国公安部との協力による犯罪対策

日中治安当局間において、国際犯罪組織の共同摘発や中国に帰国した被疑者に対する国外犯規定の積極的活用等個別の犯罪捜査における協力を更に推進する。

(6) 事前旅客情報システム(APIS)の整備

警察、入国管理局、税関が航空機の旅客情報を共有し、犯罪捜査等に活用するための事前旅客情報システム(APIS)について、ハードウェアの整備、ネットワークの構築等を行い、平成16年度中に運用を開始する。

2 実施事項

(1) 組織犯罪情報の集約と共有、戦略的な捜査調整

平成16年4月、警察庁刑事局に組織犯罪対策部を設置し、暴力団対策、来日外国人犯罪対策、銃器対策及び薬物対策の各部門を統合するとともに、同

部に犯罪組織情報官を設置し、情報の集約、分析及び共有を推進している。

同年10月、全国警察が一体的に一層効果的な組織犯罪対策を推進するため「組織犯罪対策要綱」を制定した。

(2) 暴力団の代表者等に対する責任追及の徹底

平成16年4月、暴力団対策法が改正され、凶器を使用した対立抗争又は内部抗争により指定暴力団員が他人の生命、身体又は財産を侵害したときは、当該暴力団員が所属する指定暴力団の代表者等が生じた損害を賠償する責めに任ずることを内容とする規定が新たに設けられた。

なお、暴力団犯罪の被害者等の被害回復を図るため、暴力団員等を相手方とする損害賠償請求訴訟に対する支援に努めるよう、都道府県警察に指示しているところである。

(3) 新たな捜査手法の検討

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律（以下「通信傍受法」という。）の積極的な活用のため、警察大学校において専科（通信傍受法運用）を、コントロール・デリバリー捜査の効果的な活用のため、各管区警察学校等において専科（薬物事犯広域追尾捜査）を引き続き実施している。

(4) 入国管理局等と連携した諸対策の推進

平成17年7月、内閣官房に設置された「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」（警察庁、内閣官房、法務省等）に参加し、来日外国人犯罪対策の一環として、外国人の在留管理に関する諸問題を検討している。

同年9月、「繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進について（命通達）」（平成17年9月27日付け警察庁乙生発第8号ほか）を発出し、都道府県警察に対し、関係行政機関と連携した主要な繁華街・歓楽街の再生のための総合的な取組みの推進を指示した。

都道府県警察に対して、各種会議において、入国管理局との緊密な連携、合同摘発の恒常化等について指導を実施した。

(5) 中国公安部との協力による犯罪対策

平成16年以降、中国の治安機関と交流する様々な機会を設け、関係強化に努めるとともに、中国国内での対策の改善や捜査協力を強く求めている。

- ・16年1月 警察庁刑事局長訪中
- ・16年10月 中国公安部幹部訪日
- ・16年10月～11月 中国公安部青年幹部研修を実施
- ・16年11月 警察庁と中国公安部による協議を開催
- ・17年1月 国家公安委員会委員長訪中
- ・17年6月 日中刑事共助条約の締結交渉の開始に向けた予備協議開始
- ・17年7月 第4回日中治安当局間協議開催
- ・17年10月 警察庁と中国公安部による協議（第2回）を開催

このほか、警察庁職員の中国出張及び中国公安部職員の来日の機会等をとらえ、日中間の警察協力に関する意見交換を実施した。

(6) 事前旅客情報システム（APIS）の整備

平成17年1月、警察庁、法務省及び財務省の共同で、航空会社の協力を得て航空機で来日する旅客及び乗員に関する情報と関係省庁が保有する要注意人物等に係る情報とを入国前に照合することのできる事前旅客情報システム(APIS)の運用を開始した。

3 効果の把握の手法及びその経過

(1) 薬物・銃器犯罪、来日外国人犯罪及び暴力団による犯罪の検挙状況

ア 薬物犯罪

(ア) 覚せい剤

平成16年中及び17年上半期の覚せい剤事犯の検挙人員は、それぞれ1万2,220人及び6,451人であり、14年中及び15年上半期に比べ、それぞれ4,551人(27.1%)及び1,770人(21.5%)減少した。

16年中及び17年上半期の覚せい剤の押収量は、それぞれ406.1kg及び94.2kgであり、14年中及び15年上半期に比べ、それぞれ30.9kg(7.1%)及び336kg(78.1%)減少した。

(イ) 大麻

平成16年中及び17年上半期の大麻事犯の検挙人員は、それぞれ2,209人及び944人であり、14年中及び15年上半期に比べ、それぞれ461人(26.4%)及び124人(15.1%)増加した。

16年中及び17年上半期の乾燥大麻の押収量は、それぞれ606.6kg及び178.6kgであり、14年中及び15年上半期に比べ、それぞれ382.3kg(170.4%)増加及び93.2kg(34.3%)減少した。

16年中及び17年上半期の大麻樹脂の押収量は、それぞれ294.5kg及び88.7kgであり、14年中及び15年上半期に比べ、それぞれ50.4kg(20.6%)増加及び15.3kg(14.7%)減少した。

(ウ) MDMA(注2)等合成麻薬

平成16年中及び17年上半期のMDMA等合成麻薬事犯の検挙人員は、それぞれ417人及び204人であり、14年中及び15年上半期に比べ、それぞれ300人(256.4%)及び122人(148.8%)増加した。

16年中及び17年上半期のMDMA等合成麻薬の押収量は、それぞれ46万9,126錠及び35万7,968錠であり、14年中及び15年上半期に比べ、それぞれ29万4,867錠(169.2%)及び5万7,326錠(19.1%)増加した。

注2：化学名「3,4-メチレンジオキシメタンフェタミン(3,4-Methylenedioxyamphetamine)」の略名。別名「エクスタシー」と呼ばれ、本来は白色粉末であるが、様々な着色がされることが多く、文字や絵柄の刻印が入った錠剤やカプセルの形で密売されている。

【薬物事犯別検挙人員】

	12年	13年	14年	15年		16年		17年
				上半期		上半期		上半期
覚せい剤	18,942	17,912	16,771	8,221	14,624	5,783	12,220	6,451
大麻	1,151	1,450	1,748	820	2,032	1,094	2,209	944
M D M A 等	69	102	117	82	256	211	417	204

【薬物種類別押収量】

	12年	13年	14年	15年		16年		17年
				上半期		上半期		上半期
覚せい剤	1,026.9	406.1	437.0	430.2	486.8	176.3	406.1	94.2
乾燥大麻	306.4	818.7	224.3	271.8	537.2	200.3	606.6	178.6
大麻樹脂	183.4	72.8	244.1	104.0	267.0	113.2	294.5	88.7
M D M A 等	77,076	112,358	174,259	300,642	393,088	35,803	469,126	357,968

14年以降のMDMA等錠剤型合成麻薬の押収量には覚せい剤とMDMAの混合錠剤を含む。

覚せい剤、乾燥大麻及び大麻樹脂の単位は（kg）で、MDMA等の単位は（錠）である。

イ 銃器犯罪

(ア) けん銃等の摘発状況

平成16年中及び17年上半期のけん銃押収丁数は、それぞれ601丁及び259丁であり、14年中及び15年上半期に比べ、それぞれ146丁（19.5%）及び133丁（33.9%）減少した。

【けん銃の押収丁数】

	12年	13年	14年	15年		16年		17年
				上半期		上半期		上半期
押収丁数	903	922	747	392	785	339	601	259

(イ) 武器庫事件の摘発状況

平成16年中及び17年上半期の武器庫の摘発状況は、それぞれ11件及び1件であり、14年中及び15年上半期に比べ、それぞれ3件（37.5%）増加及び6件（85.7%）減少した。

【武器庫の摘発状況】

	12年	13年	14年	15年		16年		17年
				上半期		上半期		上半期
検挙件数	12	19	8	7	10	9	11	1

ウ 来日外国人犯罪

平成16年中及び17年上半期の来日外国人の刑法犯及び特別法犯の検挙件数は、それぞれ4万7,128件及び2万3,363件であり、14年中及び15年上半期に比べ、それぞれ1万2,382件（35.6%）及び4,772件（25.7%）増加した。

16年中及び17年上半期の来日外国人の刑法犯及び特別法犯の検挙人員は、それぞれ2万1,842人及び1万860人であり、14年中及び15年上半期に比べ、それぞれ5,630人（34.7%）及び1,774人（19.5%）増加した。

【来日外国人犯罪の検挙件数】

	12年	13年	14年	15年		16年		17年
				上半期		上半期		上半期
総検挙件数	30,971	27,763	34,746	18,591	40,615	24,487	47,128	23,363
刑法犯	22,947	18,199	24,258	12,512	27,258	17,240	32,087	15,528
特別法犯	8,024	9,564	10,488	6,079	13,357	7,247	15,041	7,835

【来日外国人犯罪の検挙人員】

	12年	13年	14年	15年		16年		17年
				上半期		上半期		上半期
総検挙人員	12,711	14,660	16,212	9,086	20,007	10,502	21,842	10,860
刑法犯	6,329	7,168	7,690	4,018	8,725	4,263	8,898	4,257
特別法犯	6,382	7,492	8,522	5,068	11,282	6,239	12,944	6,603

エ 暴力団犯罪

平成16年中及び17年上半期の暴力団構成員等の刑法犯及び特別法犯の検挙件数は、それぞれ5万1,305件及び2万8,180件であり、14年中及び15年上半期に比べ、それぞれ2,088件(4.2%)及び4,262件(17.8%)増加した。

16年中及び17年上半期の暴力団構成員等の刑法犯及び特別法犯の検挙人員は、それぞれ2万9,325人及び1万4,581人であり、14年中及び15年上半期に比べ、1,499人(4.9%)及び128人(0.9%)減少した。

【暴力団構成員等の刑法犯及び特別法犯の検挙件数】

	12年	13年	14年	15年		16年		17年
				上半期		上半期		上半期
総検挙件数	50,650	46,768	49,217	23,918	52,876	23,091	51,305	28,180
刑法犯	35,533	31,631	35,814	16,894	39,575	17,521	38,944	20,626
特別法犯	15,117	15,137	13,403	7,024	13,301	5,570	12,361	7,554

【暴力団構成員等の刑法犯及び特別法犯の検挙人員】

	12年	13年	14年	15年		16年		17年
				上半期		上半期		上半期
総検挙人員	31,054	30,917	30,824	14,709	30,550	14,043	29,325	14,581
刑法犯	19,668	19,650	20,405	9,471	20,265	9,307	19,472	9,305
特別法犯	11,386	11,267	10,419	5,238	10,285	4,736	9,853	5,276

【事例1】

16年7月、横浜港において、中国・丹東港出港の貨物船に積み込まれたコンテナから、覚せい剤約35kgが発見された覚せい剤密輸入事件に関し、同年11月までに主犯格の山口組傘下組織組長及び密輸仲介役の中国人女性ら13人を覚せい剤営利目的所持等で検挙した。(警視庁、愛知、神奈川)

【事例2】

16年9月、飲食店の床下に隠匿されていたバックの中からけん銃等を発見・押収し、飲食店経営者を現行犯逮捕するとともに、さらに山口組傘下組織組長を共同所持で逮捕した。(奈良)

【事例3】

16年6月、東京都新宿区歌舞伎町のカジノ店にて賭博場を開帳し、賭博をさせていた胴元側41人を賭博開帳等図利、同幫助で、賭客の中国人等外国人35人、日本人4人を賭博で検挙した。さらに、同カジノ店が賭博場であることを知りながら用心棒を請け負い、みかじめ料を徴収していた暴力団幹部ら6人を同年12月、賭博開帳等図利幫助で、17年1月には組織的犯罪処罰法(犯罪収益等収受)違反で検挙した。(警視庁)

- (2) 組織犯罪情報の集約と共有、戦略的な捜査調整を行うための体制の整備状況
各都道府県警察において、組織犯罪対策に係る情報の集約分析及び関係部門間の捜査調整を行うための体制整備が進められており、平成17年4月1日の時

点において、警視庁で組織犯罪対策部が発足しているほか、42道府県において銃器・薬物対策の事務が刑事部に一元化されている。

(3) 暴力団の代表者等に対する責任の追及状況

暴力団対策法の施行以降、改正条文が適用された事例はない。

なお、指定暴力団の代表者に対する使用者責任又は共同不法行為責任に基づく損害賠償請求訴訟はこれまで6件提起されており（うち5件について、既に勝訴又は和解）、警察では、弁護士会及び暴力追放運動推進センターと緊密に連携し、被害者等の支援を実施した。

【事例】

平成16年11月、五代目山口組傘下組織と会津小鉄傘下組織間に発生した対立抗争事件で、会津小鉄組員と誤認されて射殺された警察官の妻子が、五代目山口組組長に対して提起した使用者責任訴訟について、最高裁は、使用者責任を認めた大阪高裁の判断を認め、上告を棄却した。

警察では、京都府警を中心に、警察官の証人出廷、関係者の保護対策等の支援を実施した。（京都）

(4) 新たな捜査手法の活用状況

ア 通信傍受

平成16年中の通信傍受法に基づく通信傍受の実施事件数は4事件（組織的な薬物密売事犯）であり、14年中に比べ、2事件（100%）増加した。

16年中に通信傍受を実施した結果逮捕された人員は12人であり、14年中に比べ、4人（50%）増加した。

【通信傍受の実施事件数及び検挙人員】

	14年	15年	16年
実施事件数（件）	2	2	4
検挙人員（人）	8	18	12

検挙人員については、16年までの報告数。

イ コントロールド・デリバリー

平成16年中の薬物の密輸入に関するコントロールド・デリバリーの実施件数は78件であり、14年中に比べ、52件（200%）増加した。

【薬物の密輸入に関するコントロールド・デリバリーの実施件数】

	12年	13年	14年	15年	16年
実施件数	29	28	26	63	78

(5) 入国管理局等との連携状況

不法滞在外国人のい集する場所等を重点に、入国管理局との合同摘発を恒常的に実施するなど、不法滞在外国人数の縮減に向けた取締りを推進した。

平成16年中及び17年上半期の合同摘発人員は、それぞれ6,530人及び3,962人であり、14年中及び15年上半期に比べ、それぞれ2,789人（74.6%）及び1,996人（101.5%）増加した。

また、犯罪対策閣僚会議において、15年12月に策定された「犯罪に強い社会

の実現のための行動計画」で示された入管法第65条（注3）の活用拡大は、17年9月1日までに全国警察への導入が完了した。

16年中及び17年上半期の入管法第65条を活用した検挙人員は、それぞれ4,077人及び2,901人であり、14年中及び15年上半期に比べ、それぞれ3,034人（290.9%）及び2,419人（501.9%）増加した。

【入国管理局との合同摘発人員】

	12年	13年	14年	15年		16年		17年
				上半期		上半期		上半期
合同摘発人員	5,155	5,979	3,741	1,966	4,717	3,306	6,530	3,962

【入管法第65条を活用した検挙人員】

	12年	13年	14年	15年		16年		17年
				上半期		上半期		上半期
検 挙 人 員	1,474	1,819	1,043	482	1,536	1,900	4,077	2,901

注3：入管法第65条には、刑事訴訟法の特例として、入管法第70条の罪（不法入国、不法残留、不法在留、資格外活動等）に係る被疑者を逮捕等した場合で、收容令書が発付され、かつ、その者が他に罪を犯した嫌疑のないときに限り、被疑者を拘束したときから48時間以内に書類及び証拠物とともに当該被疑者を入国警備官に引き渡すことができると規定されている。

(6) 中国公安部との各種協力の実施状況

中国側との捜査協力により、検挙に至った事例が報告されている。

【事例1】

平成16年1月、前年6月に福岡県内で発覚した一家4名に対する強盗殺人死体遺棄等事件に関し、中国公安当局との連携により、中国人男1人を強盗殺人・死体遺棄で逮捕した。また、犯行後中国に帰国した共犯者の中国人男2人について、中国公安当局が身柄を拘束し、15年9月に中国国内法の国外犯規定に基づき逮捕した。（福岡）

【事例2】

12年5月に神奈川県内で発生した強盗殺人事件について、16年8月、中国公安当局が中国人男1人を中国国内法の国外犯規定に基づき逮捕した。

（神奈川）

(7) 事前旅客情報システム（APIS）の活用状況

平成17年上半期、指名手配被疑者など12名を検挙した。

4 政策効果等の分析

(1) 組織犯罪情報の集約と共有、戦略的な捜査調整

ア 効果

情報集約と共有、戦略的な捜査調整のための体制が警察庁及び都道府県警察で確立され、暴力団対策部門、来日外国人犯罪対策部門及び薬物銃器対策部門との連携が図られている。

イ 問題点

組織改編を実施してから間がなく、その運用について試行錯誤の段階にあ

る都道府県警察もある。

(2) 暴力団の代表者等に対する責任追及の徹底

ア 効果

暴力団対策法の改正により、対立抗争等により巻き添え被害を受けた場合の指定暴力団の代表者等に対する損害賠償責任の追及が容易になった。

イ 問題点

要件に該当する事例が発生していないため、現段階では実際の効果について未把握。

(3) 新たな捜査手法の検討

ア 効果

警察大学校での専科等の実施により、通信傍受法を適正かつ効果的に運用するための知識を習得した捜査員が養成され、適用事件についても増加した。

また、コントロールド・デリバリーの実施により、薬物密輸入事犯を摘発している。

イ 問題点

通信傍受法に基づく通信傍受の数は増加しているものの、平成16年までの実施件数は、いまだ8件である。

コントロールド・デリバリーについては、薬物密輸事犯が巧妙化する傾向にあり、従来の手法だけでは十分に対応しきれていない。

(4) 入国管理局等と連携した諸対策の推進

ア 効果

入国管理局との合同による集中取締りにより多くの入管法違反事件を検挙している。

イ 問題点

入管法第65条の活用については、休日における同条による引渡しが行えないなどの運用上の問題が残っている。

(5) 中国公安部との協力による犯罪対策

ア 効果

中国公安部との協議、情報交換等を積み重ねてきたことで、犯罪対策の協力態勢が整備されてきただけでなく、具体的な捜査においても成果を上げている。

イ 問題点

上記のような効果を上げている一方で、外国人被疑者の身元照会に対して回答がなされていない事例もみられる。

(6) 事前旅客情報システム（APIS）の整備

ア 効果

システム運用開始以降、指名手配被疑者等を検挙している。

イ 問題点

要注意人物に関する情報と照合する旅客及び乗員に関する情報は、航空会社からの任意の協力がゆだねられており、すべての航空会社から必要な情報

を得られているわけではない。

5 今後の課題

(1) 組織犯罪情報の集約と共有、戦略的な捜査調整

警察庁においては、統合効果を発揮できるよう、更に情報の集約、分析及び共有を進め、都道府県警察に還元して行く必要がある。

各都道府県警察においては、都道府県警察ごとの組織犯罪情勢に対応した、よりの確な組織整備と運用を行うことが求められる。

(2) 暴力団の代表者等に対する責任追及の徹底

今後、適用事例を通じ効果を見極める必要がある。

(3) 新たな捜査手法の検討

引き続き警察学校での専科等を実施することで、通信傍受を的確に活用する必要がある。

コントロールド・デリバリーについては、その高度化の検討が必要である

(4) 入国管理局等と連携した諸対策の推進

入管法第65条の活用については、休日における同条による引渡しを実施できるよう入国管理局等との協議を行うなど、運用改善に向け、関係省庁との連携を更に進めていく必要がある。

(5) 中国公安部との協力による犯罪対策

今日まで築いてきた日中間の枠組みを更に強化するとともに、日中刑事共助条約等による新しい枠組みの構築を推進し、犯罪対策に係る協力関係を強めていく必要がある。

(6) 事前旅客情報システム（APIS）の整備

乗員・乗客名簿の事前提出の義務付けなど、すべての航空会社から必要な情報を得るための仕組みについて、関係省庁と連携しつつ、検討を進めていく必要がある。

行政課題 緊急治安対策プログラムの推進

評価の対象とした政策の名称

第3 テロ対策とカウンターインテリジェンス（諜報事案対策）

1 情報収集・分析機能の強化

（政策所管課：外事課、警備企画課、公安課、国際テロリズム対策課）

1 政策の内容

(1) 外国治安情報機関等とのハイレベルの緊密な関係の構築等

警察庁に国際テロ対策及びカウンターインテリジェンス（諜報事案対策）等に関する事務を行う外事情報部を設け、各国治安情報機関等との間でハイレベルの緊密な関係を構築するとともに、外国において当該国の治安情報機関等と緊密な情報交換を行うための態勢を整備する。

(2) 警備情報の収集・分析能力の強化

国内におけるテロ関連情報の収集を強化する。また、警察庁に、情報収集衛星から得られる画像情報の活用に係る事務を行う組織を設けるとともに、情報分析の専門家の採用・育成を推進し、情報収集・分析能力を強化する。

(3) 国としての国際テロ等に係る情報収集等の在り方の明確化

国際テロ等の事案に係る外国における警備情報の収集に当たっての警察庁の機能の明確化等について検討する。

2 実施事項

(1) 外国治安情報機関等とのハイレベルの緊密な関係の構築等

平成16年4月、警察庁に国際テロ対策及びカウンターインテリジェンス（諜報事案対策）等に関する事務を行う外事情報部を設置した。

(2) 警備情報の収集・分析能力の強化

平成16年4月、国内におけるテロ関連情報の収集態勢を強化するとともに、情報収集衛星から得られる画像情報の活用に係る事務を行う組織を設置した。

(3) 国としての国際テロ等に係る情報収集等の在り方の明確化

平成16年4月、警察法改正により、国外における日本人被害のテロ事案への対処、外国警察機関等との連絡に関することについて、国の治安責任を明確化し、都道府県警察に対する関与を強化した。

3 効果の把握の手法及びその経過

(1) 外国治安情報機関等との情報交換を行うための態勢の強化状況

平成16年4月、外事情報部を設置し、外事情報部長による外国治安情報機関等とのハイレベルの緊密な情報交換、外国における当該国の治安情報機関等との緊密な情報交換を行っている。

(2) 警備情報の収集・分析態勢の強化状況

平成16年4月、警察庁警備局警備企画課に情報収集衛星に関する事務をつか

さどる衛星情報官を設置するなどした。

また、16年度及び17年度に、所要の増員措置を講じた。

(3) 国際テロ等に関する情報収集機能の強化状況

平成16年4月、警察法改正により、国家公安委員会（警察庁）がつかさどる事務として、国外において日本国民の生命、身体及び財産並びに日本国の重大な利益を害し、又は害するおそれのある事案に対処するための警察の態勢に関すること及び外国の警察行政機関その他国際的な警察に関する関係機関との連絡に関することが追加された。

同月、外事情報部に国際テロに関する情報収集等をつかさどる国際テロリズム対策課を設置するとともに、17年4月、同課に国際テロリズム情報官を設置し、情報収集等の機能強化を図った。

また、16年度及び17年度に、所要の増員措置を講じた。

4 政策効果等の分析

(1) 外国治安情報機関等とのハイレベルの緊密な関係の構築等

ア 効果

外事情報部を設置した結果、これまでカウンターパートとしていなかった機関からも新たに情報交換の申出を受けるなど、外国治安情報機関等との緊密な協力関係の構築等が推進された。

イ 問題点

国際テロの脅威、日本人拉致容疑事案等の対日有害活動を敢行してきた北朝鮮による安全保障上の脅威、大量破壊兵器関連物資等の拡散等に的確に対応するためには、ハイレベルの情報交換に加えて、実務担当者による情報交換についても更なる充実を図る必要があるが、そのための態勢の面でいまだ十分とはいえない。

(2) 警備情報の収集・分析能力の強化

ア 効果

情報収集衛星の画像情報を活用することにより、より迅速かつ効率的な情報収集・分析活動の実施が可能になった。

イ 問題点

情報収集衛星から得られる画像情報を有効に活用するための資機材、ノウハウ等が、いまだ十分に整備、蓄積されているとはいえない。

(3) 国としての国際テロ等に係る情報収集等の在り方の明確化

ア 効果

外国治安情報機関等との連携を緊密化させることにより、テロ関連情報をより迅速かつ効率的に収集・分析することが可能になった。

イ 問題点

国際テロ等の未然防止を図るためには、国内外における幅広い情報収集とともに、的確な分析を行う必要があるが、収集した情報の分析態勢の面でいまだ十分とはいえない。

5 今後の課題

(1) 外国治安情報機関等とのハイレベルの緊密な関係の構築等

外事情報部については、海外治安情報機関等との緊密な協力関係を一層強化するため、ハイレベルの情報交換に加えて、実務担当者による情報交換を更に充実させるための態勢の整備を推進する必要がある。

(2) 警備情報の収集・分析能力の強化

警備情報の収集・分析態勢については、情報収集衛星から得られる画像情報の有効活用を図るため、資機材の整備や分析に当たる担当官の能力向上を推進する必要がある。

(3) 国としての国際テロ等に係る情報収集等の在り方の明確化

テロの脅威が世界的に高い状況が継続しており、引き続き外国治安情報機関等との緊密な連携を図り、国際テロ等に関する情報収集及び情報分析態勢を強化する必要がある。

行政課題 緊急治安対策プログラムの推進

評価の対象とした政策の名称

第3 テロ対策とカウンターインテリジェンス（諜報事案対策）

2 事案対処態勢等の強化

（政策所管課：警備企画課、警備課、国際テロリズム対策課）

1 政策の内容

(1) 国の治安責任の明確化等

重大テロ事件に対して、警察庁が都道府県警察を指揮監督することができることを明確化するための検討を行う。また、警察庁に危機管理一般に関する事務を行う組織を設ける。

(2) 国際テロ特別機動展開部隊（仮称）の設置等

警察庁に、捜査、人質交渉、鑑識、爆発物の分析等の専門家により構成される国際テロ特別機動展開部隊（仮称）を設置し、海外において邦人に対するテロが発生した場合に直ちに同部隊を展開する。また、特殊部隊（SAT）の訓練施設及び銃器対策部隊等の特殊銃・車両等の装備資機材を整備する。

(3) テロ対策に資する法制の研究

我が国の国情、法体系に則し、国民の合意が得られる有効な法制について研究を進める。

2 実施事項

(1) 国の治安責任の明確化等

平成16年4月、警察法改正により、爆発物に係る事案など重大テロ事案に関し、警察庁が都道府県警察を個別具体的に指揮監督することができることが明確化された。

同月、警察庁警備局警備企画課に危機管理に関する事務等をつかさどる危機管理企画官を設置するとともに、所要の増員措置を講じた。

(2) 国際テロ特別機動展開部隊（仮称）の設置等

平成16年8月、国外において邦人の生命、身体、財産や我が国の重大な利益に関係するテロが発生した場合や、国際的な捜査協力を必要とするテロが発生した場合等に、当該事案に関する情報収集、現地治安機関等への捜査支援等を行う「国際テロリズム緊急展開班（TRT-2: Terrorism Response Team-Tactical Wing for Overseas）」（注1）を発足させた。

16年度に、特殊部隊（SAT）の訓練施設及び銃器対策部隊の装備資機材を整備したほか、16年4月には、ハイジャック防止対策等を強化するため航空機警乗班（スカイ・マーシャル）を編成した。さらに、特殊部隊については、17年度予算において、新たに沖縄県警察に部隊を編成するとともに、これを含めて既存の約200人体制（全国）を50人増強し、約250人体制とすることが認められた。

注1：10年設置の「国際テロ緊急展開チーム（TRT：Terrorism Response Team）」を、
現地治安機関等に対して、より広範囲の支援活動を行う能力を持つものに改組したもので、国際テロに関する捜査や鑑識、人質交渉等に関して専門性を有する警察職員等で構成される。

(3) テロ対策に資する法制の研究

海外のテロ法制及びその運用状況について研究を進め、我が国の国情や法体系に則し、国民の合意を得られる有効な法制が整備されるよう、内閣官房や関係省庁との連携を強化している。

3 効果の把握の手法及びその経過

(1) 重大テロ事件等への対処機能の強化状況

平成16年4月、警察法改正により、国家公安委員会（警察庁）がつかさどる事務として、爆発物に係る事案など重大テロ事案に係る警察運営に関することが追加された。

(2) 危機管理一般に関する事務を行うための態勢の整備状況

平成16年4月、警察庁警備局警備企画課に危機管理に関する事務等をつかさどる危機管理企画官を設置するとともに、所要の増員措置を講じた。

(3) 国際テロリズム緊急展開班の具体的派遣状況

平成16年9月の「インドネシア・ジャカルタにおける豪州大使館前爆弾テロ事件」、同年10月の「イラクにおける邦人人質殺害事件」及び17年10月の「インドネシア・バリ島における連続爆弾テロ事件」に際し、TRT-2を派遣し、情報収集、捜査支援等を実施した。

(4) 特殊部隊、銃器対策部隊等の整備状況

平成16年度に、特殊部隊（SAT）の偵察・制圧用装備資機材の一層の高度化、訓練施設の充実及び銃器対策部隊の装備資機材の充実強化を図り、17年9月には、特殊部隊を新たに沖縄県警察に編成した。

また、16年12月、スカイ・マーシャルによる民間航空機への警乗を開始した。

(5) テロ対策に資する法制の研究の実施状況

平成16年8月に策定した「テロ対策推進要綱」においては、諸外国のテロ対策法制の内容を紹介するとともに、同年12月に発表された政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部の「テロの未然防止に関する行動計画」の策定に当たっては、海外のテロ対策法制の研究成果を提供するなど、我が国のテロの未然防止に向けた制度、体制等に関する改善策の取りまとめに積極的に参画した。

4 政策効果等の分析

(1) 国の治安責任の明確化等

ア 効果

警察法の改正により、重大テロ事案に係る警察運営に関する国の治安責任が明確化され、当該事項について警察庁が都道府県警察に対してより強力に指導していくことができるようになり、国際テロの脅威に対するより

的確な対応が可能になった。

警察庁警備局警備企画課に危機管理企画官を設置し、危機管理一般に関する事務を行うための所要の増員措置を講じた結果、政府全体で行われる事態対処法制（注２）等に関する検討への参画、国民保護法に基づく国家公安委員会・警察庁国民保護計画（注３）の作成等、警察庁において必要な危機管理に係る事務が集約的に行われるようになり、危機管理態勢が強化された。

注２：武力攻撃事態等への対処に関して必要となる法制（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律等）

注３：国家公安委員会及び警察庁が実施する国民の保護のための措置等について定めた計画

イ 問題点

危機管理一般に関する事務については、国民保護法等有事関連７法が平成16年６月に成立したものの、これらを的確に運用するために必要となる訓練等がいまだ十分になされているとまではいえない。

(2) 国際テロ特別機動展開部隊（仮称）の設置等

ア 効果

国際テロリズム緊急展開班を設置した結果、海外で国際テロ等が発生した場合において、当該事案に関する情報収集、現地治安機関等への捜査支援等をよりの確に実施できるようになり、海外における国際テロ等への迅速かつ的確な対応が可能になった。

特殊部隊、銃器対策部隊に係る装備資機材等を整備した結果、重大テロ事案に対処する部隊の対処能力が強化された。また、スカイ・マーシャルによる民間航空機への警乗を実施した結果、ハイジャック等に対する警戒・対処能力が高まり、航空保安が強化された。

イ 問題点

国際テロリズム緊急展開班については、同班が設置されたことによって、海外における国際テロ等へのより迅速かつ的確な対応が可能となったが、平成16年８月から運用が開始されたばかりであることから、継続的に要員を育成しなければならず、またその活動能力を向上させなければならない。

特殊部隊、銃器対策部隊及びスカイ・マーシャルについては、テロ対策に用いる装備資機材等に関し、テロリスト側も対策を研究していること、厳しい訓練に使用するために減耗も早いこと等から、常に装備資機材の充実強化や訓練施設の充実を図らなければならない。

(3) テロ対策に資する法制の研究

ア 効果

諸外国におけるテロ対策法制に関する研究結果を警察におけるテロ対策法制の検討の参考としているほか、政府の「テロの未然防止に関する行動計画」

策定に当たっても参考とされるなど政府全体のテロ対策の推進にも資するという効果が認められる。

イ 問題点

諸外国のテロ対策法制は、各国のテロ情勢を踏まえ、適時見直し等が行われているところであるが、このような各国の立法に関する最新の動向について確実に調査・研究できる態勢は必ずしも十分に整っていない。

5 今後の課題

(1) 国の治安責任の明確化等

危機管理一般に関する事務については、警察庁及び各都道府県警察において、国民保護法に基づく政府主催の訓練を始め、危機管理に関する各種訓練に積極的に参画していくことなどにより、危機管理態勢の更なる充実強化を図っていく必要がある。

(2) 国際テロ特別機動展開部隊（仮称）の設置等

国際テロリズム緊急展開班については、海外で邦人がテロの被害に遭った場合等に適切に活動できる態勢を確保する必要があることから、要員に対する教養や活動能力の向上方策について検討していく必要がある。

特殊部隊、銃器対策部隊及びスカイ・マーシャルについては、国際テロの戦術、科学技術の進展、他国特殊部隊の動向等を踏まえつつ、更なる装備資機材の充実強化及び訓練施設の充実を図っていく必要がある。

(3) テロ対策に資する法制の研究

我が国のテロ対策を国際標準に合致したものとするためには、諸外国のテロ対策法制に関する最新の動向について調査・研究できる態勢を強化しなければならない。さらに、我が国のテロ情勢を踏まえ、今後新たに検討が必要となる対策に関する諸外国の法制の調査・研究を行っていく必要がある。

行政課題 緊急治安対策プログラムの推進

評価の対象とした政策の名称

第4 サイバー犯罪及びサイバーテロ対策

(政策所管課：情報技術犯罪対策課、警備企画課、情報技術解析課)

1 政策の内容

(1) 国によるサイバー犯罪の指導調整等

警察庁にサイバー犯罪対策課(仮称)を設け、全国警察におけるサイバー犯罪捜査の指導調整・捜査共助を推進するほか、サイバー空間における犯罪の防止に取り組む。また、サイバー犯罪・サイバーテロ対策に関する警察庁による支援及び支援を行う上で必要な権限について、法制の整備等を検討する。

(2) 外国機関との連携の強化

「サイバー犯罪に関する条約(注1)」第35条に規定する連絡部局としてサイバー犯罪対策課(仮称)を指定し、関係国の機関との連携体制を構築する。

注1：サイバー犯罪に関する刑事実体法に関する規定、刑事手続法に関する規定及び国際協力に関する規定を含んだ世界初の包括的な国際条約

(3) サイバーテロ対策の強化

サイバーテロに係る情報収集、分析態勢の強化、要員の教育訓練の充実及び重要インフラ事業者との連携強化を推進する。

2 実施事項

(1) 国によるサイバー犯罪の指導調整等

平成16年4月、警察庁生活安全局に情報技術犯罪対策課が設置された。

16年4月、警察法の改正により、情報技術の解析が国の統轄事務と整理された。

(2) 外国関係機関との連携の強化

平成16年4月、「サイバー犯罪に関する条約」第35条に規定する連絡部局(以下「24時間コンタクトポイント」という。)として情報技術犯罪対策課を指定した。

(3) サイバーテロ対策の強化

インターネット上のサイバー攻撃等の観測機能の高度化を行った。

警察庁、地方機関及び都道府県警察のサイバーテロ対策要員に対し、教育訓練を実施した。

平成16年4月、「総合的なサイバーテロ対策の強化について」(平成16年4月27日付け警察庁丙備企発第32号他)により、各地方機関及び都道府県警察に対し、個別訪問等を通じた重要インフラ事業者との連携を指示した。

3 効果の把握の手法及びその経過

(1) サイバー犯罪の検挙状況

平成16年中及び17年上半期のサイバー犯罪の検挙件数は、それぞれ2,081件

及び1,612件であり、14年中及び15年上半期に比べ、それぞれ475件（29.6%）及び1,080件（203%）増加した。

【サイバー犯罪の検挙件数】

	12年	13年	14年	15年		16年		17年
				上半期		上半期		上半期
検挙件数	913	1,339	1,606	532	1,849	1,063	2,081	1,612
うちネットワーク利用犯罪	802	1,209	1,471	468	1,649	976	1,884	1,391

【事例】

16年11月、通信カラオケ会社の楽曲データの配信について同社と業務提携している会社の保守用端末を通じて、楽曲データを不正に入手し、飲食店等に不正に配信するなどして約2,500万円の収益を得たカラオケ機器リース会社経営の男(40)ら2人を、著作権法違反及び電子計算機損壊等業務妨害罪で逮捕した。(愛知、警視庁、三重)

(2) サイバー犯罪の捜査及び技術支援を行うための態勢の整備状況

ア 捜査の態勢の整備状況

平成16年4月、サイバー犯罪の捜査及び予防を一体的かつ効果的に推進するため、生活安全局に情報技術犯罪対策課を設置するとともに、捜査の競合を調整し、及び捜査共助を促進することにより、効果的かつ効率的な捜査を行うため、「指定サイバー犯罪等の捜査等に係る事務の指針」等を制定した。

21都道府県警察において、専門知識・技術を有するサイバー犯罪特別捜査官53人をサイバー犯罪捜査に従事させている。

警察庁、管区警察局及び都道府県警察において、サイバー犯罪対策に従事する警察官及び技術職員を対象として、サイバー犯罪の防止及び捜査を行うために必要となる手続や技術的知識を習得させるための専科を16年中に31回（警察庁：3回、その他：28回）実施した。

イ 技術支援の態勢の整備状況

平成16年4月、各都道府県（方面）情報通信部に情報技術解析課を設置した。

各地方機関及び都道府県警察のサイバー犯罪支援業務に従事する警察職員に対して、捜査現場で業務を遂行するために必要となる電磁的記録解析等の技術知識や刑事訴訟法等の法的知識に関する専科を16年中に11回（警察庁：3回、その他：8回）実施した。

(3) 外国関係機関との連携状況

情報技術犯罪対策課を我が国の24時間コンタクトポイントとして各国の捜査機関との情報共有を図るとともに、各種国際会議に参画し、各国の捜査機関との良好な協力関係の構築に努めている。

平成16年2月及び17年2月に、アジア地域サイバー犯罪捜査技術会議を主催し、17年2月には、同会議において捜査技術訓練を実施した。

(4) サイバーテロ情報の収集・分析態勢の整備状況

平成16年10月に「DoS攻撃（注2）被害観測システム」を、17年1月に「ボットネット（注3）観測システム」を開発した。

注2：サイバー攻撃の一つであり、コンピュータに対し、想定していないほどの大量のアクセスの繰り返し等を行い、コンピュータのサービス提供を不可能にする（Denial of Service）などの攻撃手法

注3：攻撃者の命令に基づき動作するプログラム（ボット）に感染したコンピュータ群及び攻撃者の命令を送信する指令サーバからなるネットワーク

【事例】

16年8月、サイバーフォースセンターは、複数の中央省庁等のウェブサイトに対するDoS攻撃を、試験運用中であったDoS攻撃被害観測システムでいち早く認知し、関係省庁に対して情報提供を行った。

(5) サイバーテロ対策要員に対する教育訓練の実施状況

平成16年2月からこれまで、サイバー攻撃手法、サイバー攻撃に対する防御手法等に関する知識及び技能を修得させるため、警察庁、地方機関及び都道府県警察のサイバーテロ対策要員に専科及び民間委託研修を実施した。

また、研修のため、警察庁及び地方機関のサイバーテロ対策要員を米国及び英国の捜査機関等に派遣した。

(6) 重要インフラ事業者等との連携状況

重要インフラ事業者等との連携強化を図るため、個別に訪問するなどして、情報システムの実態把握や情報セキュリティに関する助言・要請、事案発生時における証拠保全措置の要請等を行った。

重要インフラ事業者等と合同で、サイバーテロ対処訓練及び情報セキュリティ技術セミナーを実施した。

平成15年11月、警視庁、大阪府警察、広島県警察に加え、香川県警察において、サイバーテロの未然防止及び事案発生時の被害拡大の防止と事件捜査を迅速かつ的確に行うため、警察と重要インフラ事業者等とで構成される「サイバーテロ対策協議会」を設置した。

4 政策効果等の分析

(1) 国によるサイバー犯罪の指導調整等

ア 効果

生活安全局に情報技術犯罪対策課を設置したことにより、サイバー犯罪に迅速かつ的確に対応することが可能となった。

都道府県（方面）情報通信部に情報技術解析課を設置したことにより、都道府県警察からの情報通信に関する技術を必要とする様々な場面におけるニーズに迅速かつ的確に対応することが可能となった。

イ 問題点

サイバー犯罪については、容易に国境・県境を越えて敢行されるものであるが、その捜査専従体制については、都道府県警察ごとに差異が見受け

られ、中には、捜査専従員を配置していない県もあるなど、都道府県警察におけるサイバー犯罪捜査専従体制が十分に確立されていない状況にある。

インターネット上に違法・有害情報が氾濫^{はんらん}しており、これらの情報に起因した犯罪が発生するなど、社会問題化している状況にある。

(2) 外国機関との連携の強化

ア 効果

生活安全局情報技術犯罪対策課を24時間コンタクトポイントに指定したことにより、サイバー犯罪に関する効果的な情報交換が可能となった。

アジア地域サイバー犯罪捜査技術会議を主催することにより、海外法執行機関との連携を確立し、先進的なサイバー犯罪の手口情報や関連する技術情報の共有等が図られた。

イ 問題点

海外から敢行されるサイバー犯罪の捜査に当たっては、当該国の捜査機関の協力が必要不可欠であるが、数か国の捜査機関からは協力が得られていない状況となっている。

サイバー犯罪に効果的に対応していくためには、サイバー犯罪の手口情報や関連する技術情報の収集が不可欠であるが、これらの情報を迅速に収集するための国際的な枠組みが十分に確立されていない。

(3) サイバーテロ対策の強化

ア 効果

観測機能の高度化により、サイバーテロの予兆を早期に把握することが可能となった。

サイバーテロ対策に係る研修を実施したことにより、警察官及び技術職員の事案対処能力が向上し、高度な知識を要する事案に対しても適切に対応することが可能となった。

重要インフラ事業者等の訪問、情報セキュリティセミナー等の開催により、適切な指導及び助言を実施した結果、重要インフラ事業者等の情報セキュリティに対する意識が高まり、自主的に対策に取り組むようになった。また、警察との連絡窓口を確立することができた。

イ 問題点

常に最新かつ高度な技術力を維持し、また、インターネット上の攻撃等の観測機能の高度化を行わなければ、新たな技術を悪用したサイバーテロに対応できないおそれがある。

重要インフラ事業者等の情報セキュリティに対する理解をより深め、サイバーテロ対策を一層推進するためには、継続的な訪問等の取組みが求められる。

5 今後の課題

(1) 国によるサイバー犯罪捜査の指導調整等

都道府県警察におけるサイバー犯罪捜査専従体制の強化に努めるとともに、社会問題化しているインターネット上の違法・有害情報について、全国的な見地からの確な指導を実施する必要がある。

(2) 外国機関との連携の強化

国際会議等、国際的な枠組みに引き続き参画するとともに、捜査協力要請に対する協力が得られていない国を含む各国の捜査機関との連携強化及び技術情報の収集体制の確立に向けた二国間の取組みを推進する必要がある。

(3) サイバーテロ対策の強化

新しい技術を悪用した新たな脅威を迅速に把握するため、インターネット上の攻撃等の観測機能の高度化を継続的に行う必要がある。

高度な情報技術に関する知識の修得のため、警察官及び技術職員に対する継続的な教育を行うとともに、常に教育内容の見直しを行うなど高度な技術力の維持及び向上に努める必要がある。

サイバーテロ対策を一層推進させるため、重要インフラ事業者等への訪問、情報セキュリティ技術セミナー、サイバーテロ対処訓練等を積極的かつ継続的に実施することにより、サイバーテロの脅威をより強く認識させるとともに、最新のサイバーテロに関する動向及び対処方法を理解させる必要がある。

行政課題 緊急治安対策プログラムの推進

評価の対象とした政策の名称 第5 新たな政府目標の達成に向けた総合的な交通事故防止対策

(政策所管課：交通企画課、交通規制課、交通指導課)

1 政策の内容

(1) 新たな駐車対策法制の整備

違法駐車に関する使用者の責任の拡充、取締りに関する民間委託の範囲の拡大も視野に、公平で効率的・効果的な違法駐車取締りを可能とする新たな駐車対策法制の整備を図る。

(2) 悪質性、危険性及び迷惑性の高い運転行為への対策の強化

暴走行為等の道路における危険行為、迷惑行為等について、的確な取締りを可能とする道路交通法の改正を検討する。

(3) アウトカム目標の達成に向けた交通安全施設等整備事業の推進

社会資本整備重点計画に定めるアウトカム目標を確実に達成するため、「あんしん歩行エリア」の整備等の施策や道路交通のIT化・バリアフリー化を推進する。

2 実施事項

(1) 新たな駐車対策法制の整備

放置車両に係る使用者責任の拡充、放置駐車違反取締り関係事務の民間委託を柱とする平成16年の道路交通法の一部改正を受け、16年中には下位法令の整備や確認事務の民間委託に係るモデルの開発等に関する調査研究を行い、また、17年中には確認事務等の民間委託に関する業務説明会の開催や関係通達等の発出等を行うとともに、都道府県警察に対して適宜指導を行った。

(2) 悪質性、危険性及び迷惑性の高い運転行為への対策の強化

平成16年6月、道路交通法が一部改正され、共同危険行為等の禁止等に係る規定が整備された。

これを受け、16年8月、「道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う交通警察の運営について」(平成16年8月27日付け警察庁丙交企発第130号)及び「道路交通法の一部を改正する法律の一部施行等に伴う交通指導取締り上の留意事項等について」(平成16年8月31日付け警察庁丁交指発第222号)を発出し、都道府県警察に対し効果的な取締りを指示した。

(3) アウトカム目標の達成に向けた交通安全施設等整備事業の推進

平成16年度特定交通安全施設等整備事業に係る国庫補助金として約164億円を措置し、交通安全施設等の整備を推進した。

3 効果の把握の手法及びその経過

(1) 交通死傷事故の発生状況

平成16年中及び17年上半期の交通事故死者数は、それぞれ7,358人及び3,124

人であり、14年中及び15年上半期に比べ、それぞれ968人（11.6%）及び374人（10.7%）減少した。

【交通事故死者数】

	12年	13年	14年	15年		16年		17年
				上半期		上半期		上半期
死者数	9,066	8,747	8,326	3,498	7,702	3,427	7,358	3,124

また、16年中及び17年上半期の交通死傷事故の発生件数は、それぞれ95万2,191件及び44万6,642件であり、14年中及び15年上半期に比べ、それぞれ1万5,470件（1.7%）増加及び2,300件（0.5%）減少した。

【交通死傷事故発生件数】

	12年	13年	14年	15年		16年		17年
				上半期		上半期		上半期
発生件数	931,934	947,169	936,721	448,942	947,993	457,494	952,191	446,642

(2) 違法駐車に関する対策の推進状況

平成17年4月1日から確認事務の委託に関し必要な準備行為を行うことが可能となったことを受けて駐車監視員資格者講習、資格者証の交付を行うなど、新たな駐車対策法制の円滑な施行に向けた準備作業を進めた。

(3) 暴走族による共同危険行為の検挙状況等

改正道路交通法により、集団暴走行為自体が禁止された平成16年11月から17年4月までの6か月間における暴走族による共同危険行為等に関する検挙件数は125件1,636名であり、前年同期に比べ、29件51名増加した。

なお、この改正により、より積極的な暴走族に対する現行犯逮捕が可能となったことから、現行犯逮捕者数は101名に上っている。

【暴走族による共同危険行為等の検挙状況】

	16年11月～17年4月	前年同期比
共同危険行為等	125件1,636名 (うち現行犯逮捕101名)	+29件51名

また、16年中及び17年上半期の暴走族の検挙人員は、それぞれ6万6,355人及び2万4,593人であり、14年中及び15年上半期に比べ、それぞれ1万9,533人（22.7%）及び1万2,801人（34.2%）減少し、16年中及び17年上半期のい集及び走行参加人数に占める割合は、それぞれ71.0%及び80.5%であり、14年中及び15年上半期に比べ、それぞれ24.5ポイント及び26.9ポイント増加した。

【暴走族検挙人員、い集・走行参加人数等】

	12年	13年	14年	15年		16年		17年
				上半期		上半期		上半期
検挙人員(A)	96,284	93,726	85,888	37,394	79,787	31,679	66,355	24,593
い集・走行参加人数(B)	202,834	210,408	184,857	69,739	136,155	50,134	93,438	30,543
検挙割合(B/A)	47.5%	44.5%	46.5%	53.6%	58.6%	63.2%	71.0%	80.5%

さらに、16年中における暴走族構成員数は1万8,811人であり、14年中に比べ、5,858人(23.7%)減少した。

【暴走族構成員数】

	12年	13年	14年	15年	16年
構成員数	27,764	26,360	24,669	21,184	18,811

なお、16年中及び17年上半期における暴走族に関する110番通報件数は、それぞれ8万7,448件及び3万5,224件であり、14年中及び15年上半期に比べ、それぞれ4万2,360件(32.6%)及び1万5,301件(30.3%)減少した。

【暴走族に関する110番通報件数】

	12年	13年	14年	15年		16年		17年
				上半期		上半期		上半期
110番通報件数	148,570	146,042	129,808	50,525	106,159	42,799	87,448	35,224

(4) 携帯電話使用中の交通事故件数等

改正道路交通法により、運転中の携帯電話等の使用等が禁止された平成16年11月から17年4月までの6か月間に発生した携帯電話使用中の交通事故件数は511件であり、施行前6か月間に比べ427件(45.5%)減少し、携帯電話等使用等禁止違反の検挙件数は、15万411件であった。

(5) 交通死傷事故抑止件数及び抑止による経済便益に関する推計

平成16年度特定交通安全施設等整備事業のうち、信号機の高度化等により約8,940件の死傷事故が抑止され、これによる経済便益は約283億円に上るものと推計される。

評価方法

11年度から15年度までに実施した特定交通安全施設等整備事業による効果を基に、部外有識者からなる「交通安全施設の効果に関する調査研究委員会」(委員長:大藏泉横浜国立大学教授)により確立された効果測定手法を用いて評価

(6) 信号機のバリアフリー化の推進状況

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の特定経路を構成する道路における信号機のバリアフリー化率は平成16年度末時点において約51%であり、14年度末に比べ約11%向上した。

【信号機のバリアフリー化率の推移】

	14年度末	15年度末	16年度末
バリアフリー化率	39.7%	45.4%	50.6%

4 政策効果等の分析

(1) 新たな駐車対策法制の整備

ア 効果

新たな駐車対策法制は現時点では未施行のため、その効果については検証できない。

イ 問題点

新たな駐車対策法制は現時点では未施行のため、その問題点については未

把握である。

(2) 悪質性、危険性及び迷惑性の高い運転行為への対策の強化

ア 効果

暴走族対策については、共同危険行為等の禁止に係る規定の改正、騒音運転等に対する罰則の新設、消音器不備に対する罰則の強化を受け、暴走族に対して改正道路交通法を効果的に運用した取締りを実施するとともに、関係機関・団体と連携するなど総合的な対策を推進した結果、共同危険行為等検挙数は増加し、暴走族構成員数及び暴走族に関する110番通報件数とも減少した。

自動車等の運転中に携帯電話を使用する行為自体に罰則が科せられるようになったことから、積極的な取締りを推進した結果、携帯電話使用中における交通事故件数が大きく減少した。

イ 問題点

全体として暴走族の構成員数や暴走族に関する110番通報件数は減少しているが、成人を中心とした「旧車會」と称するグループが集団暴走を行うなど新たな動向が認められる。

携帯電話等使用等禁止違反の検挙件数は約15万件もあり、依然として、交通事故を引き起こす可能性の高い運転中に携帯電話を使用する運転者が多いと思料される。

(3) アウトカム目標の達成に向けた交通安全施設等整備事業の推進

ア 効果

アウトカム目標の達成に向けた交通安全施設等整備事業の推進を実施した結果、事業実施箇所において1年間に9,000件近くの交通死傷事故を抑止し、事故による経済的損失の発生を防ぐなど、高い効果を発揮したものと考えられる。

また、信号機のバリアフリー化率については着実に向上していることが確認された。

イ 問題点

全国の平成17年上半期の交通死傷事故発生件数は、過去最悪を記録した16年上半期に比べわずか2.4%減少したにとどまっており、いまだ交通安全施設等の整備が十分とはいえない箇所が存在するものと考えられる。

また、信号機のバリアフリー化率については現在のところ、19年までに約8割に向上させるという社会資本整備重点計画に定められたアウトカム目標を達成するには至っていない。

5 今後の課題

(1) 新たな駐車対策法制の整備

今後とも新たな駐車対策法制を円滑に施行するための準備作業を行う必要がある。

(2) 悪質性、危険性及び迷惑性の高い運転行為への対策の強化

交通を取り巻く環境は、以前に比べ改善しているものの、「10年間で年間交通事故死者数を更に半減させ、道路交通に関して世界で一番安全な国とする」という新たな政府目標を達成するため、今後とも、暴走行為等の悪質性、危険性及び迷惑性の高い運転行為に対する的確な指導取締りを推進する必要がある。

(3) アウトカム目標の達成に向けた交通安全施設等整備事業の推進

交通安全施設等の整備が十分とはいえない状況にあることから、引き続き、交通事故が発生しやすい交差点等における交通安全施設等の整備を効果的かつ効率的に推進する必要がある。

行政課題 緊急治安対策プログラムの推進

評価の対象とした政策の名称

第6 治安基盤の確立

1 人的基盤の強化等

(政策所管課：人事課、総務課、通信施設課)

1 政策の内容

(1) 地方警察官の増員等

現下の課題に緊急に対応するため、現在進行中の増員計画に加えて、今後3年を目途に地方警察官約1万人の増員を図る。また、警察庁職員の所要の増員を図る。

(2) 治安情勢等に応じた都道府県警察の組織の在り方の検討

限られた体制で警察力を最大限に活用するため、都道府県警察において、地域コミュニティとの密接な関連を十分考慮しつつ、治安情勢等に応じ、都道府県警察の組織の在り方を検討する。

(3) 新警察移動通信システムの整備

警察活動の神経系統たるデジタル車載無線システムの後継システムとして、暗号強度を飛躍的に向上させ、不感地帯を減少させた新警察移動通信システムを早期に全国整備する。

2 実施事項

(1) 地方警察官の増員等

地方警察官について進行中であった増員計画に加えて、なお不足する人員について緊急に増員を図ったほか、警察庁職員等の所要の増員を図った。

(2) 治安情勢等に応じた都道府県警察の組織の在り方の検討

限られた体制で警察力を最大限に活用するため、都道府県警察において、治安情勢等に応じ、警察署の統廃合や管轄区域の見直しを行った。

(3) 新警察移動通信システムの整備

新警察移動通信システムの整備を実施した。

3 効果の把握の手法及びその経過

(1) 地方警察官等の増員状況

平成16年度は、地方警察官3,150人、警察庁職員等67人の増員を行った。17年度は3,500人の地方警察官増員を措置した。

(2) 警察署の統廃合や管轄区域見直しの実施状況

平成17年4月1日までに、27道府県において警察署の統廃合や管轄区域の見直しを実施した。

(3) 新警察移動通信システムの整備状況

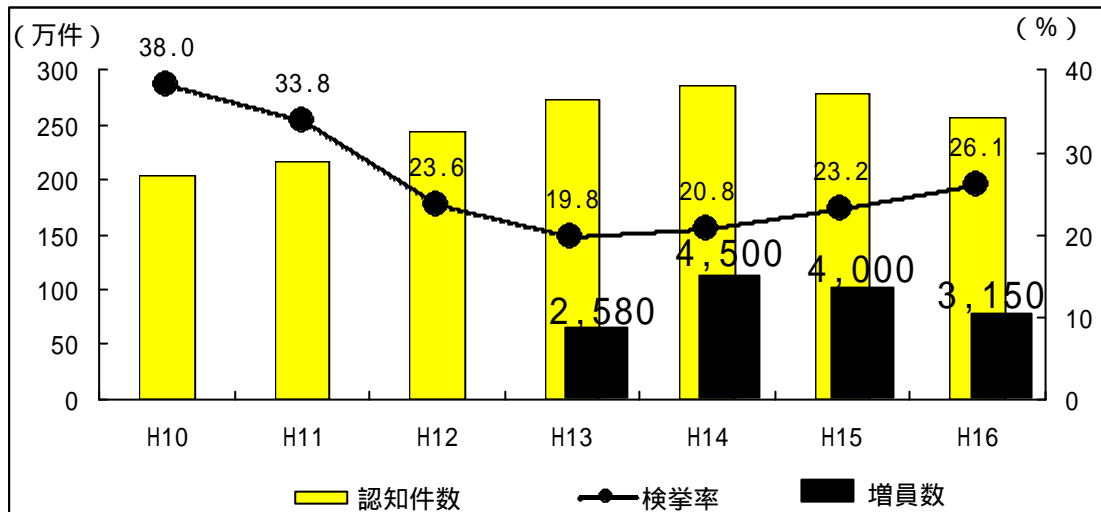
平成16年度は、14県及び皇宮警察に新警察移動通信システムを整備し、運用を開始した。17年度は、17県に同システムの整備を行う予定である。

4 政策効果等の分析

(1) 地方警察官の増員等

ア 効果

戦後最多の刑法犯認知件数を記録した平成14年と比べ、16年は刑法犯認知件数が約29万件（10％）の減少、検挙率は5.3ポイントの増加となるなど、他の諸施策とあいまって、犯罪の情勢に歯止めを掛け、治安の回復に一定の効果をもたらしつつある。



イ 問題点

増員された警察官が交番等の第一線に配置されるのは、採用後に行われる警察学校での初任教育終了後となることから、できる限り速やかな採用と第一線への配置が求められる。

(2) 治安情勢等に応じた都道府県警察の組織の在り方の検討

ア 効果

治安情勢等に応じた警察署の統廃合や管轄区域の見直しにより、効果的な人員配置が可能となり、パトカーの運用、初動捜査体制、夜間の宿直体制等の充実・強化が図られた。

イ 問題点

警察署の統廃合に際しては、警察署が廃止されることについて、不安を感じるなどと懸念する住民の意見がある。

(3) 新警察移動通信システムの整備

ア 効果

新警察移動通信システムの整備により、通信可能範囲が拡大するとともに、防ちよう機能が強化された。

イ 問題点

いまだ全国整備が完了していない。

5 今後の課題

(1) 地方警察官の増員等

依然として深刻な治安情勢に的確に対応するため、警察力の更なる強化を目指した地方警察官の増員を図るとともに、できる限り速やかな採用と第一線への配置を行う必要がある。

(2) 治安情勢等に応じた都道府県警察の組織の在り方の検討

都道府県警察においては統廃合等の実施が検討されているが、統廃合に際しては、住民の意見を聴き、住民が不安を感じることをないように配慮する必要がある。

(3) 新警察移動通信システムの整備

新警察移動通信システムの全国整備を早期に完了する必要がある。

行政課題 緊急治安対策プログラムの推進

評価の対象とした政策の名称

第6 治安基盤の確立

2 留置施設の整備等

(政策所管課：総務課)

1 政策の内容

(1) 留置施設の整備による過剰収容の解消

警察署の新築等に伴う留置場の整備及び被留置者を収容する警察本部の管理に係る専用施設の建設を推進して収容力を確保する。

(2) 集中護送の推進等効率化の促進

都市部等条件が整った地域における集中護送制度の導入、業務委託の推進により、留置管理勤務員の効率的な運用を図る。

2 実施事項

(1) 留置施設の整備による過剰収容の解消

「過剰収容対策のための施策の推進について」(平成14年12月24日付け警察庁丁総発第205号他)及び「留置管理業務に関する基盤整備の一層の推進について」(平成15年12月26日付け警察庁丁総発第176号)により、管内の犯罪情勢を踏まえた上で、被留置人の十分な収容力を確保するため、警察署の新築・増築時に十分な規模の留置場を整備するとともに、被留置者を収容する専用施設(単独留置場)の建設を推進した。

(2) 集中護送の推進等効率化の促進

「留置管理業務に関する基盤整備の一層の推進について」(平成15年12月26日付け警察庁丁総発第176号)により、集中護送制度の積極的な導入、拡充を指示した。

また、平成16年度に、大型護送車4台及び中型護送車55台計59台を整備し、17年度も、大型護送車1台及び中型護送車22台計23台を整備する予定。

3 効果の把握の手法及びその経過

(1) 留置施設の整備状況

平成17年4月1日現在の全国の留置場の収容基準人員(注1)は1万9,713人と15年4月1日と比べ746人(3.9%)増加した。

注1：各留置施設に収容する人員数の基準をいう。

【収容基準人員】

	15年4月	16年4月	17年4月
収容基準人員(人)	18,967	19,312	19,713
前年比増(人)	+651	+345	+401

また、16年度予算では、単独留置場4場(兵庫・篠山留置場、和歌山・和歌山東留置管理センター、広島・交通・管制留置センター、大分・本部留置管理

センター)、17年度予算では、単独留置場2場(北海道・琴似留置センター、京都・伏見留置場)の建設予算が新規に措置されており、これらが整備されることなどにより、17年4月以降約1,720人分の収容力が増強される予定である。

一方、16年における試算収容率(注2)は77.0%であり、14年と比べ、4.4ポイント増加した。これは、1日当たりの平均被留置者数が、16年は1万4,867人であり、14年と比べ、1,575人(11.8%)増加していることが原因である。

注2:各年4月1日現在の収容基準人員に対する各年の1日平均収容人員の割合をいう。

【試算収容率】

	14年	15年	16年
試算収容率	72.6%	76.2%	77.0%

なお、少年と成人、女性と男性を同室に留置できないなどの制約があることから、試算収容率が約7割から約8割に達した時点で実質的に収容力は限界に達しているのが通例であり、留置場の収容力不足は深刻である。

(2) 集中護送の実施状況

集中護送制度(注3)は、平成17年4月現在、31都道府県で導入されており、15年4月に比べ、10県で新たに導入された。また、2県で導入を予定している。

注3:警察署又は警察本部の留置施設から、検察官による取調べのために検察庁に、また、勾留裁判のために裁判所に被留置者を護送する必要があるが、これらの護送について警察本部の護送計画に基づき、警察本部の護送車両を用いて、一度に複数の被留置者を護送する制度

【集中護送の実施状況】

	15年4月	16年4月	17年4月
実施府県数	21	27	31

4 政策効果等の分析

(1) 留置施設の整備による過剰収容の解消

ア 効果

警察署の新築等に伴う留置場の整備、単独留置場の建設等を推進するよう指示した結果、留置場の整備が進んでいる。

イ 問題点

収容基準人員の増加は進んでいるが、平成16年4月の試算収容率は14年4月と比べ4.4ポイント増加するなど、被留置者数の伸びに留置施設整備が追いついていない。

(2) 集中護送の推進等効率化の推進

ア 効果

集中護送車の整備等により、新規に、青森、秋田、福島、栃木、群馬、新潟、静岡、佐賀、長崎、宮崎の10県で集中護送制度を導入するなど効率化が進んでいる。

イ 問題点

都市部等条件が整った地域においては、集中護送制度の導入及び拡大が進んでいるが、

- ・ 護送先の地検等に被留置者を一時的に収容する施設がない
- ・ 道幅が狭い、駐車場がないなどの理由で護送車が運用できないなどの理由で集中護送制度を導入できない地域がある。

5 今後の課題

(1) 留置施設の整備による過剰収容の解消

過剰収容を解消するためには、引き続き警察署の新築等に伴う留置場の整備、単独留置場の建設等を推進する必要がある。また、留置施設の整備によるだけでは、過剰収容の解消には限界があることから、これまで以上に拘置所等行刑施設への早期移監を要請するなどの対策も併せて講じていく必要がある。

(2) 集中護送の推進等効率化の推進

都市部等、警察署等と検察庁や裁判所との間の被留置者の護送が相当数見込まれる地域について、護送先の地検等の施設、道路事情等の条件を満たしている場合は、引き続き集中護送車両の整備により集中護送制度を推進する必要がある。

行政課題 緊急治安対策プログラムの推進

評価の対象とした政策の名称

第6 治安基盤の確立

3 治安関係機関との連携

(政策所管課：刑事企画課、薬物銃器対策課、国際捜査管理官、警備企画課、警備課、外事課、国際テロリズム対策課)

1 政策の内容

(1) 検察庁との連携による効率的な捜査運営等

検察庁と連携し、犯罪捜査を効率的に運営する方策等治安情勢に的確に対応するための捜査の在り方について検討を進める。

(2) 水際対策強化のための関係省庁との連携

来日外国人犯罪対策、銃器・薬物の密輸入対策、国際テロリストの入国防止、不審船の警戒等のため、法務省、財務省、国土交通省、厚生労働省、外務省との情報交換、共同捜査の推進等更なる連携の強化を図る。

(3) 自衛隊との連携強化

治安出動に際しての警察と自衛隊との連携等に関する共同図上訓練の実施により、両者が密接に連携して対処し得る態勢の構築を図る。

(4) テロ防止のための関係省庁との連携等

関係省庁等と連携し、原子力関連施設、公共交通機関等の管理者に自主警備の強化等を働き掛けるほか、原子力関連施設の警備に当たっては、国土交通省との連携を更に強化する。

2 実施事項

(1) 検察庁との連携による効率的な捜査運営等

司法制度改革への適切な対応の必要性も踏まえ、最高検察庁との間で、警察捜査をち密かつ合理的に運営する方策について検討を行い、その結果については、各管区警察局を通じるなどして、適宜、各都道府県警察に周知した。

(2) 水際対策強化のための関係省庁との連携

関係省庁からなる密輸出入取締対策会議(平成16年11月17日)への参画を始め、薬物乱用対策推進本部の「薬物乱用防止新五か年戦略」、「薬物密輸入阻止のための緊急水際対策」(15年7月29日)及び銃器対策推進本部の「平成17年度銃器対策推進計画」(17年4月28日)に沿った関係省庁との連携強化を図る諸施策を推進した。

16年1月に内閣官房に設置された空港・港湾水際危機管理チームに参画し、国際空港・港湾における関係機関との連携を強化した。

(3) 自衛隊との連携強化

既に「現地協定に基づく自衛隊との共同図上訓練の実施について」(平成14年11月11日付け警察庁丁備発第186号)により、各都道府県警察に対し、対応する陸上自衛隊の師団等の間で、治安出動が下令された場合の緊密な連携態勢

を構築するための共同図上訓練を実施するよう指示しているところであるが、さらに、「自衛隊との連携強化について」（平成17年8月2日付け警察庁丁備企発第37号等）を通達し、各都道府県警察に対し、各種連絡会議等を継続的に実施するなど自衛隊との一層の連携強化を図るよう指示した。

(4) テロ防止のための関係省庁との連携等

平成13年以降、関係省庁等と連携し、原子力関連施設、公共交通機関等の管理者に自主警備の強化等を働き掛けたほか、原子力関連施設の警備に当たっては、国土交通省との連携を更に強化した。

3 効果の把握の手法及びその経過

(1) 効果的な捜査運営方策の実施状況

各管区警察局において定期的な検討会を開催した。

(2) 水際対策のための関係機関との連携状況

各都道府県警察においては、薬物・銃器取締りのため、税関、海上保安庁等との合同訓練の実施、連絡協議会等の開催による情報交換等を積極的に推進し、相互の連携強化を図った。

平成16年中は、14年中と比べると、連絡協議会の開催は281回で34回（13.8%）増加し、合同訓練の実施は20回で18回（47.4%）減少し、合同キャンペーン（注1）の実施は103回で74件（41.8%）減少し、合同サーチ（注2）の実施は2,248回で51回（87.8%）増加した。

【関係機関との連携状況】

	12年	13年	14年	15年	16年
連絡協議会	221	209	247	280	281
合同訓練	19	33	38	38	20
合同キャンペーン	75	54	177	50	103
合同サーチ	1,124	1,030	1,197	1,684	2,248

注1：薬物乱用防止・銃器犯罪根絶のための広報啓発を目的とした関係機関合同による街頭キャンペーン

注2：関係機関が協力して行う船内検査

【事例1】

16年6月、税関からの通報に基づき、カナダから覚せい剤約25.9kgをスーツケース内に隠匿して密輸入したカナダ人男女2人を、覚せい剤取締法違反で逮捕した。（千葉）

【事例2】

16年6月、税関との共同捜査により、タイからけん銃1丁を外国貨物（パソコン）に隠匿して密輸入した女子大学生及びタイで同女にけん銃を売り渡した男を、銃砲刀剣類所持等取締法違反で逮捕した。（大阪、愛知）

空港・港湾水際危機管理チームの下、現場における関係機関の連携の確認、助言、調整等を担う空港（港湾）危機管理官及び空港（港湾）危機管理担当

官が16年1月から3月にかけて国際空港・港湾に設置されたが、成田、関西両国際空港における空港危機管理官、その他の国際空港における空港危機管理担当官及び一部の港湾危機管理担当官には、関係都道府県警察の警察官が充てられた。

(3) 自衛隊との連携状況

各都道府県警察とこれに対応する陸上自衛隊の師団等の間で、治安出動が下令された場合の緊密な連携態勢を構築するための共同図上訓練を、平成14年から行い、17年7月までに全都道府県において実施した。

(4) テロ防止のための関係省庁との連携状況

ア 原子力関連施設

関係警察では、平成13年以降、事業者等に自主警備の強化等を働き掛けたほか、これらと緊密に連携しつつ、様々な事態に的確に対処し得るよう、ライフル銃、サブマシンガン等を装備した銃器対策部隊を常駐させ、沖合に展開する海上保安庁の巡視船と共に、24時間体制での警戒警備に万全を期した。

また、当該警戒警備に関し、関係警察では、対応する管区海上保安本部等との共同訓練を15年から行っているところ、17年7月までに通算13回実施した。

イ 公共交通機関

平成16年3月のスペイン・マドリードにおける同時多発列車爆破テロ事件及び17年7月の英国・ロンドンにおける爆発物を使用したテロ事件の発生等を踏まえ、事業者等に自主警備の強化等を働き掛けたほか、これらと緊密に連携しつつ、鉄道、駅等に対する警戒警備を徹底した。

また、16年12月の政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定を受け、国土交通省、航空会社等関係機関との緊密な連携の下、関係警察では、スカイ・マーシャルによる民間航空機への警乗を開始した。

4 政策効果等の分析

(1) 検察庁との連携による効率的な捜査運営等

ア 効果

各都道府県警察において、対応する地方検察庁との間で実務的な協議を行うなどにより、ち密かつ合理的な捜査が推進された。

イ 問題点

平成18年11月までに即決裁判手続が、21年5月までに裁判員制度が導入されることから、さらにち密かつ合理的な捜査に向けた検討が求められている。

(2) 水際対策強化のための関係省庁との連携

ア 効果

関係省庁による連携した水際対策と取締り強化の結果、大型密輸入事件を検挙するなど、薬物・銃器の供給を一定程度遮断している。

空港及び港湾における水際対策強化のための関係機関との連携を推進した結果、関係機関相互の連絡手段及び連絡網が構築され、事案発生時の態

勢が確立されつつある。

イ 問題点

隠匿方法が巧妙化するなど依然として組織的な薬物・銃器密輸事犯が深刻化している。

空港及び港湾における水際対策強化のための関係機関との連携については、平成16年1月より新たに構築されたものであり、実践的な訓練を継続的・反復的に実施する状況には至っていない。

(3) 自衛隊との連携強化

ア 効果

治安出動に際しての警察と自衛隊との連携等に関する共同図上訓練を実施した結果、当該訓練の成果等を踏まえ、平成16年9月に警察庁と防衛庁の間で、治安出動の際の現地における警察と自衛隊の共同対処の基本的な事項について規定した「治安出動の際における武装工作人員等事案への共同対処のための指針」が作成され、また、同指針を踏まえて、17年3月までに、すべての都道府県警察とこれに対応する陸上自衛隊の師団等の間で現場レベルの「共同対処マニュアル」が作成されるなど、警察と自衛隊の密接な連携態勢が構築されつつある。

イ 問題点

これまでに実施した共同図上訓練から一定の成果は得られたものの、現場レベルでの実践的な訓練である共同実動訓練については、いまだ十分に実施されていない。

(4) テロ防止のための関係省庁との連携等

ア 効果

テロ防止のための関係省庁及び事業者との連携を推進した結果、管理者における自主警備の強化、共同訓練による事案対処態勢の強化等、重要施設等に対するテロ防止のための諸対策が総合的に強化されつつある。

イ 問題点

テロ防止のための関係省庁との連携については、強化されているものの、昨今の厳しいテロ情勢に照らすと、いまだ十分な連携が構築されているとはいえない。特に、原子力関連施設については、平成17年通常国会における核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の改正に伴い、D B T（設計基礎脅威）（注3）策定への参画や原子力関連施設に対する立入検査等、警察の積極的な関与が強く求められている状況にある。

注3：D B T（設計基礎脅威）～核物質防護システムを設計し、及び評価する際に想定すべき脅威のことであり、具体的には、想定される不法行為者の属性、人数、携行武器等を定めることが予定されている。改正原子炉等規制法施行に伴い、今後、国はD B Tを策定し、原子力事業者はこれを踏まえた核物質防護措置を講じなければならないこととなる。

5 今後の課題

(1) 検察庁との連携による効率的な捜査運営等

平成18年11月までに即決裁判手続が、21年5月までに裁判員制度が導入されることから、ち密かつ合理的な捜査の推進による一層の効率的な捜査運営を行っていく必要がある。

(2) 水際対策強化のための関係省庁との連携

各種会合の開催等を通じての情報共有、テロに備えた実践的な訓練等の実施により、引き続き、関係機関と連携した水際対策のための取組みを強化していく必要がある。

(3) 自衛隊との連携強化

平成17年10月以降、共同実動訓練を順次実施することとしているが、これらの訓練等を通じて、武装工作員等の侵入事案といった我が国の緊急事態に際し、警察と自衛隊がより緊密に連携して対処し得るようにする必要がある。

(4) テロ防止のための関係省庁との連携等

関係省庁及び事業者と一層円滑かつ緊密に連携し、重要施設等の警戒警備や航空機警乗に万全を期するとともに、自主警備の強化等の働き掛けや核物質防護対策への積極的な関与等を行っていく必要がある。

行政課題 緊急治安対策プログラムの推進

評価の対象とした政策の名称

第6 治安基盤の確立

4 警察の業務の在り方の見直し等

(政策所管課：総務課、生活安全企画課、刑事企画課、企画分析課、
交通企画課、警備企画課、外事課、情報通信企画課)

1 政策の内容

(1) 警察の業務の在り方の見直し

関係機関との連携等に留意しつつ、捜査書類の作成、捜査の在り方、アウトソーシング等の活用等も含め、警察の業務の在り方についての見直しを進めるためのプロジェクトを警察庁に設ける。

(2) 都道府県警察における関係機関との役割分担の確立

公共空間や住宅設備面での防犯対策、学校や児童に係る防犯対策等を推進するため、犯罪類型に応じ、警察と関係機関の緊密な連携体制を確立する。また、国民の要望に即応するため、警察安全相談について、関係機関が機能に応じて役割を分担する体制を構築する。

(3) 国民に治安の確保のための協働について理解を求めるための施策

地域の安全を議論する場を設けたり、CATV、インターネット、広報誌等各種広報媒体を活用した犯罪捜査、沿岸警戒への協力要請や犯罪情報の提供等国民に治安の確保のための協働について理解を求めるための施策を推進する。

2 実施事項

(1) 警察の業務の在り方の見直し

平成15年10月、警察庁に課長補佐クラスのワーキンググループを設置し、業務の在り方の見直しについて具体的な検討作業を開始した。

16年11月から12月にかけて、各都道府県警察から関係省庁に働き掛けを要するもの等、警察庁が取り組むべき第一線の要望等を聴取するため、各管区警察局長に審議官を派遣し、意見交換会を実施した。

16年12月、警察庁に総括審議官を長とする委員会を設置し、業務の在り方の見直しに係る検討体制を強化した。

(2) 都道府県警察における関係機関との役割分担の確立

「安全・安心まちづくり推進要綱」の推進に資するための調査分析を踏まえた取組みの推進について」(平成16年1月6日付け警察庁生企発第3号)を発出し、都道府県警察に対し、犯罪発生場所における防犯診断を踏まえた、地方公共団体等との連携による安全・安心まちづくりの推進について指示した。

「教育委員会、学校等と連携した学校等における子どもの安全対策の一層の強化について」(平成16年1月23日付け警察庁丙生企発第6号)や「子どもを犯罪から守るための対策の推進要領」(平成17年5月13日)を発出し、都道府県警察に対し、警察と教育委員会、学校等が連携した防犯対策の推進

について指示した。

「警察における相談窓口の周知徹底と利用促進について」(平成16年6月21日付け警察庁丁生企発第233号、丁地発第63号)を発出し、都道府県警察に対し、関係機関等とのネットワーク連携機能の充実等について指示した。

(3) 国民に治安の確保のための協働について理解を求めるための施策

平成16年6月、「『犯罪に強い地域社会』再生プラン」を策定し、自主防犯活動の活性化のための施策を推進した。

16年11月、公開指名手配被疑者のポスターを作成し、都道府県警察に配布した。

16年10月、「組織犯罪対策要綱」を制定し、組織犯罪の実態、組織犯罪に対する警察の取組み姿勢等に関する積極的かつ効果的な広報を実施し、組織犯罪対策への国民の理解と協力の確保に努めるよう、都道府県警察に対して指示した。

「春の全国交通安全運動の実施について」(平成16年2月3日付け警察庁丙交企発第13号)等を発出し、都道府県警察に対し、運動の推進について国民の理解を求めることなどを指示した。

16年6月、警察庁ウェブサイトに掲載している、警察のテロ対策に関する情報を更新するとともに、17年2月に、16年中の警備警察活動に関する広報誌を発行した。

16年中に警察庁で開催された各種会議において、不審者発見時の通報依頼等を、沿岸警備協力会(注)に対して行うよう、関係都道府県警察への指導を実施した。

注：地域の沿岸防犯意識の普及高揚を図り、自主的な沿岸防犯活動を推進することなどを目的に設置された団体

16年7月から17年1月までの間、現行警察法施行50周年記念ホームページを開設した。

3 効果の把握の手法及びその経過

(1) 警察業務の改革の推進状況

軽微な少年事件の簡易送致について、最高裁判所及び法務省と協議の上、平成17年7月、その基準を見直すことと併せ、犯罪捜査規範を改正し、少年の要保護性をより慎重に検討するために、送致の際に添付すべき書類の見直しを図るとともに、事務処理を合理化するために、少年事件の簡易送致書の様式を改めた。

原動機付自転車に係る所有者情報について、一部の市町村において捜査関係事項照会に対する回答を拒否する事例がみられたことから、総務省と協議し、17年3月、総務省から各都道府県に対し、原動機付自転車に係る所有者情報について捜査関係事項照会により報告が求められた場合は、回答義務があることから報告することが相当であり、地方税法第22条に規定された守秘義務違反の罪に問われることはない旨の通知がなされた。

(2) 防犯対策等のための関係機関との連携状況

自治体等との連携における好事例がみられた。

【事例 1】

平成16年2月、JR串木野駅前における乗り物盗対策として、駅前駐輪場の整備及び改修を串木野市に対し要請したところ、同駐輪場にガードパイプが設置された。(鹿児島)

【事例 2】

16年6月、通学路において児童の背丈より高い樹木を国土交通省及び市職員と共同で刈り込み、死角の除去を図った。(岡山)

【事例 3】

16年6月、不審者が出没するなどする道路の暗がりの改善について自治会等と連携して長崎市へ働き掛けたところ、当該道路に防犯灯が設置された。(長崎)

教育委員会、学校等との連携における好事例がみられた。

【事例 1】

17年3月から各警察署において、市町村教育委員会及び校長等の学校管理職と合同により、各学校の安全施設の検証・点検指導を県内の全小中学校に対して実施した。(新潟)

【事例 2】

17年2月から、大阪府における学校内での凶悪犯罪の発生を受け、県内全小中高等学校において防犯教室及び防犯訓練を実施した。(石川)

【事例 3】

17年5月に、栃木県幼稚園・保育園等防犯交通連絡協議会連合会において、幼児誘拐防止に関する対策について協議を行った。(栃木)

17年4月1日現在、全都道府県警察本部及び全国の1,109警察署(全警察署の89%)において、多岐にわたる相談案件の迅速かつ的確な解決を図るためのネットワークを構築している。

【事例】

16年11月、住民に危害を加えるおそれのある野生動物が出現した際の対応に関係のある8団体で夜間・休日における連絡体制を構築した。この結果、休日午後10時ころに受理した「いのししが出没している」旨の相談に対しても、市役所を通じた猟友会への通報等について迅速に対応することができた。(長崎)

(3) 官民協働に対する理解向上のための施策の推進状況

平成16年6月に策定した『『犯罪に強い地域社会』再生プラン』において、ボランティア団体に対し必要な装備資機材を配備し、犯罪情報・防犯情報の発信を行うほか、公的施設を活用するなどして自主防犯活動の拠点「地域安全安心ステーション」を設けるなど自主防犯活動への参加を拡大するための取組みを推進することとし、平成17年度には、全国100地区をモデル地区に指定した。

平成16年11月、2種類のポスター（合計9名の警察庁指定指名手配被疑者を掲載）をそれぞれ18万5,000枚作成し、都道府県警察等に配布するなどした。

「薬物乱用防止広報強化期間の実施について（通達）」（平成17年5月18日付け警察庁丁葉銃発第149号）、「来日外国人犯罪対策及び不法滞在・不法就労防止のための活動強化月間の実施について」（平成17年5月12日付け警察庁丙国捜発第19号）、「けん銃等違法銃器の根絶をテーマとした広報啓発活動の推進（5月）について」（平成17年3月29日付け警察庁事務連絡）により、都道府県警察に対して、薬物乱用の防止、不法滞在及び不法就労の防止、違法銃器の根絶のための広報啓発活動の強化を指示した。また、17年6月には、企業対象暴力対策に関して、新聞広告を通じ広報啓発を行った。

「園児と交通安全PR犬のふれあい交通安全教室」の実施（宮城）、「反射材入り衣服のファッションショー」の開催（熊本）及び「短期大学新入生シートベルト体験」の実施（岐阜）等、都道府県警察において、地域住民の参加促進に向けた働き掛けを強化し、16年春以降、全国交通安全運動期間中の一日の平均参加者等の数は、16年秋及び17年春ではそれぞれ34万7,000人及び36万9,000人であり、15年秋及び16年春に比べ、それぞれ2万3,000人（7.1%）及び1万3,000人（3.7%）増加した。

16年6月、警察のテロ対策に関する国民の理解と協力を得るため、警察庁ウェブサイトに掲載しているテロ対策について、その内容をより充実したものに更新した。また、17年2月、16年中の警備情勢とそれに応じた警備警察活動について、国民の理解と協力を得ることを目的として広報誌「焦点」を発行し、各都道府県警察等を通じて関係機関・企業及び警察署協議会の委員等に配布した。なお、「焦点」の内容は警察庁ウェブサイトにも掲載した。

沿岸部を抱える都道府県警察では、沿岸警備協力会に対する不審者発見時の通報依頼、ケーブルテレビや警察署広報誌等を活用した住民への不審者発見時の通報依頼等を随時実施している。

16年7月から17年1月までの間、現行警察法施行50周年記念ホームページにおいて警察活動の変遷等を紹介するとともに、メールマガジンを発行し、「犯罪の情勢」や「安全・安心まちづくり」を始めとする各種の政策についての情報を国民に提供した。

4 政策効果等の分析

(1) 警察の業務の在り方の見直し

ア 効果

意見交換会の実施等により、業務の在り方の見直しに係る都道府県警察の要望を的確に把握しつつ、警察庁に委員会等を設置し、検討体制を確保したことにより、取組みの推進状況を一元的に把握点検することが可能となった結果、一部の項目について措置を講じることができ、その他の項目についても検討が進んでいる。

イ 問題点

検討すべき事項は広範かつ多岐にわたり、実現には長期の検討を要するものも多い。

(2) 都道府県警察における関係機関との役割分担の確立

ア 効果

自治体との協働等による防犯環境設計についての効果的な事例がみられた。

各都道府県警察において、教育委員会、学校等の教育機関との連携が図られるとともに、教育機関の防犯意識が向上し、学校における自主防犯対策が強化された。

関係機関等とのネットワークの構築等の警察安全相談の充実強化により、関係機関との連携により、国民の要望に効果的に対応した事例がみられた。

イ 問題点

公共施設等の防犯診断や学校における防犯教室及び防犯訓練が実施されていない地域があるなど、これらの対策が全国的に十分に行われているとまではいえない。

警察安全相談について、動物の死骸処理等で夜間や休日における関係機関等への引継ぎが困難な場合がある。

(3) 国民に治安の確保のための協働について理解を求めるための施策

ア 効果

ボランティア団体への情報やノウハウの提供、各種資機材の提供等により、自主防犯活動の活性化が認められる。

徐々に交通安全運動への参加者等の数が増加するなど、各種交通安全対策に対する国民の理解が得られつつある。

広報誌「焦点」を配布した結果、「警備警察の活動の重要性を理解した」、「テロに対する警察の取組みがよく分かった」等の声が配布先から寄せられ、警備警察に対する理解が得られつつある。

メールマガジンを発行し、各種の政策についての情報を国民に提供することにより、より多くの国民に治安の確保のための協働についての理解を求めることができた。

イ 問題点

近隣で活動するボランティア団体相互間で、情報共有や連携が十分に行われていないなど、効率的な活動の実施のため改善の余地が認められる。

交通安全運動は、昭和23年以来実施されている国民運動であるが、参加者等からも活動内容が前年踏襲型で形式化・画一化していると指摘する意見が寄せられている。

広報誌「焦点」については、都道府県警察から、「配布するための部数が不足している」「空港・鉄道関係者等に協力要請をするため、テロ対策に関するトピック版の作成を希望する」等の意見が寄せられている。

5 今後の課題

(1) 警察の業務の在り方の見直し

今後も、引き続き、業務の見直しに係る都道府県警察の要望を把握しつつ、検討を行い、実行可能なものから早期に実行し、短期的には実現が困難なものであっても、将来を見据えた取組みを行う必要がある。

(2) 都道府県警察における関係機関との役割分担の確立

安全・安心なまちづくりや子どもを犯罪から守るための施策等について、各関係機関との連携の一層の強化により、更に推進していく必要がある。

警察安全相談について、動物の死骸処理等で夜間や休日における関係機関等への引継ぎが困難な場合がみられたことから、ネットワークの実効性確保のための働き掛けを継続して行う必要がある。

(3) 国民に治安の確保のための協働について理解を求めるための施策

これまでに発足したボランティア団体相互間の情報共有や連携が十分に行われるよう、このような団体に対する情報提供や助言を的確に行っていく必要がある。

公開指名手配被疑者に関する情報提供等については、国民がこれまで以上に関心を持ち、かつ、より分かりやすいものとなるよう、情報提供や協力要請の方法について検討する必要がある。

国民に対する全国的かつ継続的な交通安全への意識付けを持続させ、効果的な運動となるよう、参加者自身が自ら考え、行動することを基本に、地域性や年齢層に配慮したイベントを開催するなど、その内容の充実を図る必要がある。

広報誌「焦点」については、発行部数の増加、テロ対策に関するトピック版の作成等を行い、警備警察に対する理解と協力の更なる促進を図る必要がある。